

包括外部監査の結果に基づき
知事等が講じた措置の通知内容

平成31年2月

東京都監査委員

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３第６項の規定により、東京都包括外部監査人佐久間清光が実施した平成２６年度から平成２８年度までの包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、公表する。

平成３１年２月２０日

東京都監査委員	清 水 やすこ
同	神 林 茂
同	友 渕 宗 治
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正 一 郎

目 次

第1 報告の内容

1 平成26年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 水道局事業の経営管理について	
水道局	2
2 平成27年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	3
(1) 教育庁の事業に関する事務の執行について	
教育庁	4
(2) 生活文化局の事業に関する事務の執行について	
生活文化局	5
3 平成28年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表	6
(1) 建設局の事業に関する事務の執行について	
建設局	7

第1 報告の内容

平成26年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知		
水道局事業の経営管理について	水道局	43	42	1	0	0
水道局所管の出資団体の経営管理について	東京水道サービス株式会社、株式会社PUC、水道マッピングシステム株式会社	28	28	0	0	0
合 計		71	70	1	0	0

平成26年度包括外部監査 水道局事業の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-35 (242)	今後の方向性 について	前回 (平成16年度) の包括外部監査において経営改革に関する意見が提言されてから、8年以上が経過したにもかかわらず、いまだ今後の工業用水道事業の方向性が公表されていない。 しかしながら、老朽化に伴う施設更新の時期や震災などのリスクを想定すれば、工業用水道事業の経営改革についての明確な方針の決定をこれ以上先延ばしにできない状況にあることから、大別すれば、これを継続するのか、あるいは廃止するのか、その岐路に立たされているといえる。 仮に経営改革の方針が、工業用水道事業単体での継続となった場合には、水道局は、工業用水道事業の現状の課題に対する抜本的な対策を検討し、工業用水利用者に対する十分な説明と理解を得られるよう最大限の努力を行うべきこととなる。 一方、経営改革の方針が、工業用水道事業を廃止し、工業用水道の代替として上水を供給することとなった場合には、諸条件を十分に検討した上で、必要な対策を講ずることとなる。 いずれにせよ、施設の老朽化問題を踏まえれば、工業用水道事業に関する経営改革の明確な方針を関係各局と連携して、着実に決定し推進したい。	工業用水道事業の抜本的な経営改革については、関係各局で構成する庁内での検討会に加え、専門家等の経験と知識を活用して検討を進めるため、平成26年度に「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」(以下、「有識者委員会」という。)を設置し、検討を進めてきた。 有識者委員会は5回にわたり開催し、工業用水道の需要見通しや施設の老朽化の分析、事業の存廃にかかる費用の比較、利用者の企業活動への影響など、幅広い観点から検討を行った。 平成30年6月、有識者委員会報告書が取りまとめられ、工業用水道事業は、地盤沈下防止という所期の目的は達成したが、経営状況が厳しく、施設の大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、今後も需要の増加が見通せないことから、廃止すべきとされた。 また、事業廃止に当たっては、利用者の事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、支援策を講じるべきであるとの提言がなされた。 こうした提言も踏まえ、工業用水道事業については廃止に向けた動きを進めることとし、平成30年7月から、利用者への個別訪問を実施し、上水道への切替えに伴う料金への影響等を説明するとともに、支援策についての意見を伺った。 これらの意見等も考慮し、平成30年9月、「工業用水道事業の廃止及び支援計画(案)」(以下、「支援計画(案)」という。)を策定した。 平成30年第三回都議会定例会において、「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」(以下、「廃止条例」という。)の提案にあわせて、支援計画(案)を報告し、廃止条例が可決されたことで、平成34年度末をもって工業用水道事業は廃止することとなった。 今後は、支援計画(案)を踏まえ、利用者の事業経営等への影響を最小限にとどめるため、上水道への切替えに伴う利用者への支援をきめ細かく進めていく。	改善済

平成 27 年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等 件数	措置状況			
			改善済		改善中 一部改善済	未措置
			既通知済	今回通知		
教育庁の事業に関する事務の執行について	教育庁	48	47	1	0	0
生活文化局の事業に関する事務の執行について	生活文化局	61	54	2	5	0
合 計		109	101	3	5	0

平成27年度包括外部監査 教育庁の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-32 (294)	雑誌の収集等 について	多摩図書館の「東京マガジンバンク」は、調査研究における雑誌の提供という機能を展開するものとして平成21年5月に創設されている。 雑誌の収集に年間40百万円以上の多額の都税が投入されていること、また一度選定された同種・多数の週刊誌・月刊誌などは長期的に保管され、その保管コストも相当程度発生することから、雑誌の収集・保管については、数年間という周期の一定頻度で、多摩図書館の利用者以外を含む様々な都民のニーズを客観的に幅広く調査・分析するとともに、既に収集・保管されている雑誌についても調査研究の利用実態を調査・分析し、これらの結果を踏まえ、雑誌の収集・保管の対象を見直す仕組みを構築し、その結果を都民一般に開示することとされたい。	1 都立多摩図書館移転に係る利用実態等の把握と分析 「東京都立図書館利用実態・満足度調査」及び「雑誌の大量利用に関するアンケート」に係る、平成27年度及び平成29年度の調査結果の分析を行った。「都立図書館潜在利用意向調査」に基づき、都民のニーズの調査分析を行った。 2 外部有識者による蔵書評価事業 「東京都立図書館利用実態・満足度調査」「雑誌の大量利用に関するアンケート」「都立図書館潜在利用意向調査」の分析結果を踏まえ、平成29・30年度に外部有識者による「東京マガジンバンク」資料の評価を行い、外部有識者から雑誌の収集・保存等に関する助言を得た。 3 「東京マガジンバンク」の雑誌の収集・保存対象を見直す仕組み 調査結果の分析及び外部有識者による蔵書評価結果を踏まえ、平成30年12月末に「東京マガジンバンク」の雑誌の収集・保存対象を見直す仕組みとして「東京都立図書館雑誌収集保存検討委員会」を都立図書館内に設置し見直しの手順及び方法を設定した。 平成31年1月に外部有識者による蔵書評価事業結果と共に「東京都立図書館雑誌収集保存検討委員会設置要綱」等を東京都立図書館ホームページに公開する。	改善済

平成27年度包括外部監査 生活文化局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (394)	中長期計画と PDCAサイクル の必要性につ いて	生活文化局は、局全体としても、各部としても、適切な中長期計画を策定していない。 生活文化局の行う事業は、その事業の実施から具体的な成果が生じるのに相応の時間を必要とし、また成果を評価することが難しい面もあるが、中長期の目標(方針・ビジョン)に応じて、可能な限り具体的な中長期計画を策定した上で、その達成度合いを定期的に評価し、必要な改善策を実施すること、PDCAサイクルの経営管理体制を適切に構築すること、またこのようなマネジメントについては、都税を負担する都民一般に対して、その財源負担の理解を得られるよう、適時に分かりやすく説明することとされたい。 その際には、より客観的な評価や説明を実施するよう、目標(方針・ビジョン)に応じて、可能な限り定量的な計画ないし評価の指標・基準を設定することとされたい。	平成28(2016)年12月に、東京都が策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」が掲げる都民ファーストの視点、「セーフティ」、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」の3つのシディを踏まえ、生活文化局でも、3つのシディの実現に向けて、局事業を着実に推進するとともに、都民の方々に事業内容を分かりやすくお知らせするため、平成30(2018)年3月に「生活文化局事業プラン」を策定し、局ホームページにおいて公表した。(計画期間：2018年度～2020年度) 策定に当たっては、事業内容を理解しやすくするため、写真やグラフを使用するとともに、客観的な指標として、「外国人おもてなし語学ボランティアの育成」や「就学前の児童を持つ父親の家事・育児時間の増加」など具体的な数値目標(18目標)を掲げた。	改善済
意見	2-42 (648)	美術品などの 購入・所有に 係る役割分担 について	歴史文化財団では、独自に積み立てた「新たなサービス向上策事業準備積立資産」(特定資産)を財源として、本来は文化振興部が財源を負担すべき資産などを購入・所有している。しかしながら、指定管理者の選定は制度上公募であり、その地位が長期間継続することを前提としていないことから、美術品に限らず、資産性のある(資本的)支出は文化振興部がその財源で取得し、指定管理者の支出は、その指定期間内で施設の維持修繕費など一定の費用に限定して負担すべきである。 今後、このように歴史文化財団の財源負担で、指定管理者となっている文化施設に関する資産等を随時に購入する事態が生じた場合は、指定管理者である監理団体における内部留保の使途に誤解が生じないよう、全ての文化施設につき、指定管理者である監理団体の財源で購入・所有すること、可能な限り資産範囲について、統一的かつ適切なルールを再構築し、これを確実に運用することとされたい。	1 資産購入等は都費によることが原則であるが、歴史文化財団が美術品などの都立文化施設関係資産を購入・所有する場合には、以下のようなルールにより行うことで、歴史文化財団と協議し、方針を策定した。 (1) 館の魅力向上のために美術品等を購入する場合は、年間予算の編成過程においてあらかじめ予算や財源を明示することとし、指定管理者の一定の判断の下で計画的に購入するものとする。 (2) 外部資金の活用を図る場合は、その資金の使途として収蔵品等の購入に充当されることを明示する。 (3) 指定管理者の財源負担によるものであっても、管理する都立文化施設に関するものとして美術品等の資産を指定管理者が購入した場合は、それを都に寄贈する方向で制度を整え、指定管理者が替わった際も引き続きその資産が活用できるものとする。 2 平成31年4月以降の運用開始に向け、平成30年12月に、指定管理者との協議を行った。	改善済

平成28年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘件数	措置状況		
			改善済	改善中	未措置
建設局の事業に関する事務の執行について	建設局	101	82	19	0

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (89)	防災対策事業 の更なる推進 について	都は大規模な自然災害などを想定して様々な防災対策事業を実施している。 建設局も防災インフラ整備の面で、その重要な役割を担っているが、土砂災害防止事業や木造住宅密集地域の不燃化対策（特定整備路線整備）事業などについては整備が遅れており、その進捗率は十分とは言えない状況にある。 しかしながら、大規模な自然災害は現状いつでも起こり得ることから、これに備えた防災インフラの整備率は事業の特性を踏まえつつ、できる限り早期に100%を目指すべく、建設局は、都民の安心・安全性の観点から、建設局が担うべき事業の中で何が重要かつ緊急な防災対策事業であるのかを、メリハリをつけて選択し、部単位ではなく、局全体で横断的に調整し決定することと、また、この結果決定した重要かつ緊急な防災対策事業については、過去の経験にとらわれない方策も講じること、さらに、これらの事業・方策については、建設局全体としての中長期計画として策定し、今まで以上に防災対策事業を推進することとされた。	平成29年度は、防災の観点から重要かつ緊急な事業について、局全体で横断的に整理した。 平成30年度は、実行プランで掲げるセーフシナイ等の実現に向け、防災対策事業の更なる推進の観点から、局全体の計画を策定し、年度末に公表する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (104)	建設局と監理 団体等の業務 とその役割分 担の見直しに ついて	東京都監理団体活用方針では、都と監理団体と民間事業者との業務区分は、①都が直接実施する業務、②行政補完組織を活用して実施する業務、③民間を活用して実施する業務の3つに分かれる。この②は監理団体が実施すべき業務、③は民間事業者への外部委託が可能な業務として分類されるものである。 この分類に基づくと、建設局と監理団体等の業務とその役割分担について、徹底されていない部分が存在する。具体的には、次のとおりである。 ・道路整備保全公社については、本来は「①都が実施する業務」に区分される用地取得業務や無電柱化事業などの業務の一部が監理団体に委託されていること。 ・動物園に関し、本来「①都が実施する業務」である事業計画において都立動物園マスタープランが策定されているものの、数値目標等を設定した具体的な計画が存在せず、また、効果的かつ効率的な運営を実施するために策定したとされる計画も具体性に乏しいことから、建設局がその役割を全うしていると言えないこと。 ・公園協会については、直営の2公園について監理団体又は民間にその業務を移管する余地があること。 ・同一の業務について、都が直接実施している場合と外部の民間事業者に委託している場合が混在していること。 建設局は、人命に直結する防災対策事業のうちインフラ整備の面で重要な役割を担っており、その事業の推進が求められるところであるが、建設局と監理団体の職員数が将来的に大きく増加するとは見込めないため、今まで以上に、優先して実施すべき局事業ないし個別業務を選択した上で、これに人的資源等を集中的に配分することが必要である。 建設局は、有効性・効率性の観点から、局と監理団体の業務ないし役割分担を適切に整理し、これを明確に定めたい。	・平成29年4月に「監理団体との役割分担検討会」を設置、各部において検討を開始した。 ・平成30年4月に「監理団体との役割分担検討会」において役割分担整理表を取りまとめた。 ・平成30年4月13日付総務局長通知「監理団体改革の実施方針に基づく取組について」により、所管局による監理団体改革として、今後総務局から別途発出される依頼に基づき、平成30年度末までに監理団体の役割の整理、あり方の方の見直し、団体活用の考え方の取りまとめ（監理団体活用戦略（仮称）の策定）を行うこととされている。 ・また、役割分担を整理していくに当たっては、都から監理団体への特命随意契約について、社会情勢の変化を踏まえた民間活用の可能性や他自治体との比較検討を行うなど検証を進め、必要に応じて見直しを行っていくなど、9月までに点検を実施し、総務局に報告した。 ・これら全庁的な監理団体改革の進捗に歩調を合わせて、局と監理団体の役割分担について、平成31年4月頃に公表予定の監理団体活用戦略（仮称）の中で、適切に整理していく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (111)	監理団体の組織の在り方について	都は、監理団体を活用して実施する業務を定期的に見直すとともに、これに伴って効率的经营等の観点から、監理団体が実施する事業又は監理団体そのものの組織の在り方を再検討する必要がある、その際には幅広い選択肢の中から最適な手法を検討し選択することが求められている。 建設局では現在3監理団体を所管している。建設局の公園事業に関する監理団体には、動物園協会と公園協会の2つが存在するため、動物園・水族園が併設されている一部の公園施設の指定管理者は、動物園等の部分を動物園協会が、また公園部分を公園協会が選定され、それぞれの施設の管理運営を行っている。 また、動物園及び公園は、同じ局が所管する都立公園内に設置されており、また条例等においても動物園は都立公園の一部とされているため、実質的にも法形式的にも、動物園等は公園施設の一部であるという総合的・全体的な観点から、複数の動物園及び公園を一体的に管理・運営することが効率的・効果的なサービス提供に資すること。 建設局は、監理団体を統合するメリット及びデメリットを考慮しつつ、有効性・効率性の観点から団体統合の手法も含めて検討したうえで監理団体の在り方の検討結果を都民に開示し、どの組織形態が都にとって最適であるかということの説明責任を果たされた。	・都立動物園・水族園の地方独立行政法人化の検討と合わせて最適な監理団体の組織の在り方について検討していく。 ・平成30年4月13日付総務局長通知「監理団体改革の実施方針に基づく取組について」により、所管局による監理団体改革として、今後総務局から別途発出される依頼に基づき、平成30年度末までに監理団体の役割の整理、あり方の見直し、団体活用の考え方等の取りまとめ（監理団体活用戦略（仮称）の策定）を行うこととされているため、これら全庁的な監理団体改革の進捗とも歩調を合わせて、監理団体の組織のあり方について検討を進めていく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (117)	動物園・水族館に係る地方独立行政法人化について	平成25年10月、地方独立行政法人法施行令の改正により「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」は、地方独立行政法人による設置及び管理が可能となった。 建設局は、その内部者で構成される動物園ワーキンググループで都立動物園の地方独立行政法人化について検討しているが、地方独立行政法人化にしないとする結論の理由が、地方独立行政法人に対する都の施策の反映が困難であることや法人設立・運営に費用が必要であることと、運営資金が都の運営費交付金等に左右されることなど合理的な理由とは言えないことと、また、この検討結果とその理由を公表していないことから、都民に対する説明責任を十分に果たしているとはいえない。したがって、建設局は、都立動物園・水族館の地方独立行政法人化について、外部専門家の意見も踏まえて検討し、その検討結果を都民に開示し、どの組織形態が都にとって最適であるかというこのことの説明責任を果たされたい。	都立動物園・水族館の今後の運営について、どの運営形態が都にとって最適であるかということを検討している。 具体的には、地方独立行政法人制度について調査を行い、平成29年12月には、地方独立行政法人化の検討を進める他自治体の事例調査及びヒアリングを実施した。その中で地方独立行政法人の設置を目指す背景や経営形態を検討するに当たっての順守要件等を確認し、さらに財政状況や事業の方向性の違いなどについて都との比較検討も行った。 また、平成30年1月に、都立動物園の現指定管理者とのヒアリングにより現体制（指定管理者制度）における運用上の課題を抽出するとともに、地方独立行政法人化を行う際のメリットや想定される課題を確認した。 平成30年度以降、これまでの調査結果を整理し、現体制（指定管理者制度）の運用状況や課題、その改善方法、さらに指定管理者制度と地方独立行政法人制度の比較（長所・短所・課題）について、次期選定に向けた方針の決定時まで検討を続けていく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (122)	公園緑地事務所の組織・業務の見直しについて	建設局では、東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所を設置しており、これらに公園緑地部も含めて、公園緑地整備などの事業に取り組んでいる。 しかしながら、現行の2公園緑地事務所体制は、指定管理者側から見ると、1つの指定管理者（公園協会）に対して2つの指導監督系統が存在するという組織デザインになっているため、組織の管理運営上、効率性を阻害している可能性がある。また、管理費等の間接費を考慮すれば、2つの公園緑地事務所の統廃合等を行うことで、組織運営上効率的かつ効果的になる可能性がある。さらに、公園緑地事務所は公園に関する用地取得業務のみを行っているが、用地に関する業務区分を見直し、公園に関する用地取得と道路・河川の用地取得を同一部署で実施できれば、用地取得の業務全体が効率的になる可能性がある。 建設局は、直営2公園への指定管理者制度導入など、現行の業務や役割分担を見直すことが必要である。その見直しの過程に当たっては、指定管理者などに対する建設局の直接的な指導監督権限を効率的に実施するための組織体制についても同時に見直す必要があることから、建設局は、有効性・効率性の観点から、公園緑地事務所の組織・業務の見直しを図りたい。	平成29年度から平成30年度にかけては、知事が本部長である都政改革本部を筆頭として実施した「見える化改革【公園・霊園】」において、事業における人員、予算、サービス水準が適正であるかについて分析・評価・検証を行ってきた。 この中で、組織・業務のあり方や指定管理制度について検証を行うとともに、公園事業の流れや役割分担等についても検証を行った。 現在、局においても、組織・業務の見直しに当たって必要となる、監理団体との役割分担の見直し等について検討中であり、平成30年度は、これらの結果を踏まえた検討を進めた。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-5 (123)	直営2公園への 指定管理者制 度導入につい て	建設局が所管する81の都立公園のうち、上野恩賜公園及び井の頭恩賜公園の2公園のみ局が直営で管理・運営している。 直営の2公園について、局は「行政自らも現場経験を積み、職員の育成をし、公園管理のノウハウや技術の伝承をしていく必要がある」と主張するが、そのノウハウや技術は、民間の事業者ではなく、都の監理団体である公園協会に蓄積されているため、局職員が公園協会に出身して、そのノウハウ等を得ることが可能である。むしろ、公園の整備・管理に関する業務を、①建設局が担うものの、②監理団体が担うもの、③それ以外の者（民間事業者）が担うものに整理・区分した上で、その区分に応じた役割分担を検討すべきであって、直営2公園以外の公園は指定管理者に業務を代行させていることから、直営2公園も指定管理者に業務を代行させ、現在の直営2公園の管理運営に従事している人員を他の業務に配分するなど組織・業務分担の見直しを図らねばならない。	平成29年度から平成30年度にかけて、知事が本部長である都政改革本部を筆頭として実施した「見える化改革【公園・霊園】」において、事業における人員、予算、サービス水準が適正であるかについて分析・評価・検証を行ってきた。 この中で、組織・業務のあり方や指定管理制度について検証を行うとともに、公園事業の流れや役割分担等についても検証を行った。 現在、局においても、組織・業務の見直しに当たって必要となる、監理団体との役割分担の見直し等について検討中であり、平成30年度は、これらの結果を踏まえた検討を進めた。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-6 (131)	道路巡回点検業務委託の整理について	建設局は路面の維持管理業務の一つとして道路巡回点検業務を実施しているが、局職員が直轄で業務を実施している工区と民間事業者に委託している工区とが混在している。 そこで、直轄の場合と委託の場合とのコスト差額をサンプル抽出により比較したところ、局の回答は直轄の場合の方が約5百万円も経済的というものであったが、監査人は間接コストについては直轄の場合も委託の場合と同様に発生すると仮定し、改めて推計計算を行ったところ、委託の場合のコストの方が約3百万円も経済的であるという結果になった。 これらの異なる推計結果は、直轄あるいは委託のどちらにする方が経済性・有効性の観点から有利なのかを判断することができないことを示しているが、当該業務のように同一業務であるにもかかわらず、直轄と委託が混在している状況は好ましくないことから、直轄の場合と委託の場合を比較して、より経済的・効率的・有効的な方に統一すべきと考えた。 したがって、建設局は、道路巡回点検業務についても、効率性・経済性・有効性など様々な観点から、同一業務に直轄する場合と委託する場合を明確に整理されたい。	平成29年度から平成30年度にかけて、知事が本部長である都政改革本部を筆頭として実施した「見える化改革（道路管理事業）」において、事業における人員、予算、サービス水準が適正であるかについて分析・評価・検証を実施した。 これまで、道路巡回点検業務は常勤の直営班で実施してきたが、東京都全体の方針として技能職員については退職不補充であることから、平成19年度より常勤職員の退職時に合わせて民間委託を順次導入してきた。平成30年度時点では、常勤の直営班15班と委託班15班で実施している。 中長期的に常勤の直営班が維持できなくなすることを踏まえ、以下のとおり、民間委託、常勤、非常勤それぞれのメリット・デメリットを比較し、現行どおり道路を常時良好な状態に維持し、安全確保ができる効率的な実施体制のあり方を検討した。 【メリット・デメリット比較】 1 民間委託とした場合 メリットとして、契約によることから大手企業や地元業者等が請け負った場合は、技術力や点検路線の知識を持っている点や体制が確保される点がある。 デメリットとして、時間外に及ぶ緊急作業時に柔軟な対応ができない点、受託者が変わることで過年度の情報がリセットされ点検員のノウハウが継承されない点、コストが高い（約6.7億円）点がある。 2 常勤班とした場合 メリットとして、時間外に及ぶ緊急作業時に柔軟な対応ができる点や技術が蓄積され、効率的・効果的な巡回点検が可能で、委託に比べコストが安い点（約5.7億円）があげられる。 デメリットは作業面等では時にならないが、都の方針として道路巡回にかかる技能職員の採用は行っていないため、今後の体制確保ができない。 3 全て非常勤を活用した場合 メリットとして、時間外に及ぶ緊急作業時に柔軟な対応ができる点や技術が蓄積され、効率的・効果的な巡回点検が可能で、コストが最も安い（約2.2億円）点がある。 デメリットとしては、非常勤職員は1年更新のため、毎年更新が必要となる点や独自採用となり、山岳エリア、特に奥多摩地域などでは、通勤できる職員の確実な確保が難しい点がある。 【検討の結果】 現行の巡回班を全て民間委託にするとコストが高くなり、また緊急時の対応が柔軟に行えず、効率的な執行体制の実現が困難となる。 一方、非常勤のみとする場合では、確実な実施体制の確保に課題があり、どちらから一方の実施体制ではデメリットが大きく、効率的な執行体制とならない上に、道路管理の目的である道路を常時良好な状態に維持し安全を確保することが困難である。 【今後の方向性】 技能職員が退職不補充となる中、常勤の直営班と同様な緊急時の対応ができ、コスト面で有効な非常勤の活用を図ることとし、執行体制の確実な確保を図るため、民間委託も合わせて活用し、双方のメリットを生かした効率的な執行体制としていく。 【非常勤の導入時期】 常勤職員の退職時期等の組織人員体制を考慮した上で、順次、関連部署と調整を実施していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-7 (136)	路面清掃業務の発注方法の見直しについて	路面清掃業務については、毎年度、競争入札により、単年度契約で民間事業者や他の地方公共団体に委託しているが、国土交通省や他の地方公共団体では、道路清掃業務を複数年度で委託している事例もある。建設局の見解は、現行の都の契約制度等を踏まえ、適切な発注・契約方法について検討を行った上で手続を実施しているとのことであるが、国・他の地方公共団体に事例がある以上、局においても、公平性・競争性・経済性・効率性の観点から積極的な検討が必要が認められる。 したがって、建設局は、複数年契約を利用して他の団体事例の情報を収集した上で単年度契約と複数年度契約とを比較検討などし、発注者及び受注者の双方にとってより有益な方法で路面清掃業務を発注することとされた。	複数年度契約の手法として、長期継続契約又は債務負担行為の活用が考えられるが、毎年度の業務内容・業務量が異なるものや契約変更の発生が予算要求時においてあらかじめ見込まれるものは長期継続契約の対象外となっていることから、当該業務に馴染まない。 そこで、債務負担行為による複数年度契約について、他団体（大都市等）の情報収集をしたが、複数年契約の実績はなく、唯一、採用している他団体においては、入札不調対策として実施している状況である。 また、実務の監督部署である各建設事務所と複数年度契約について意見交換会を行ったところ、「不良業者が受注すると長期に渡り業務に支障をきたすおそれがある」、「受注機会が低減する」、「複数年契約でも変更が生じるため、契約事務の作業は低減されない」などの意見があった。 さらに、債務負担行為により複数年度契約した場合、発注者側においては、労務単価増減による設計変更や、新規道路整備完了による管理路線の追加に伴う別途委託の発注が想定され、事務作業がより煩雑となる。そのため、複数年度契約は事務の効率化に有効な手段とは言えない。 一方で、清掃業務の品質確保を図るための契約方式として、技術点と価格点の割合が2：1であり、価格だけでは落札者が決まらない総合評価方式を採用しており、現在、区部の約半数の委託で実施している。そのため、受注業者の決定は、ロードスイーパーを運転する作業員の運転記録（過去3年間の違反の有無を確認）等の安全管理や、東京都との間で災害協定の締結がある等の社会貢献の評価項目がある技術点に依るところが大きく、価格点の影響は限定的である。また、路面清掃業務の単価はほぼ人件費（普通作業員、運転手等の労務単価に依る）であるため、複数年度契約によるコスト削減の効果は少ない。 以上の検討を行ったが、公平性・競争性・経済性・効率性の観点から検討した結果、発注者及び受注者双方にとって有益な方法である単年度契約で実施する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-8 (139)	使用料等の債権回収業務の委託化について	建設局では、道路占用料や河川占用料に係る滞納債権の処理において、局職員が多くの時間を割いているが、外部委託等の検討を行っていない。 債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、一定の要件を充足すれば、占用料等の債権についても債権回収会社に対して「集金代行業務」のほか、「納付勧奨業務」を委託することは法的に可能である。 実際、他県においても、水道料金未収金の回収業務や県営住宅退去者滞納家賃の納付勧奨業務などを債権回収会社に委託している事例が複数存在する。委託の範囲によっては、より効率的・効果的な債権回収が可能となるため、局が実施すべき他の業務により多くの職員を集中させられる可能性がある。また、場合によっては、他局が所管する使用料等とまとめてその回収を外部委託することでも、より業務を効率化する可能性もある。 一方で、未納金額が少額の場合は、外部委託する方が費用対効果の観点から好ましくない可能性がある。 いずれの結果であつたとしても、建設局は、効率性の観点から、債権回収の外部委託の可能性を部単位ではなく、局単位等について十分に検討を重ねるとともに、その検討した結果を広く都民に公表されたい。	現状の債権回収業務を踏まえ検討を行った結果、道路占用料及び河川占用料の非特定金銭債権について、債権回収に関わる一部業務を平成30年度から外部弁護士へ委託した。また、本検討結果について平成30年12月に建設局ホームページにて公表を行った。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-1 (144)	建設局における中長期計画の策定とその活用必要性について	建設局は、主に3事業（道路、河川、公園）と3つの監理団体（道路整備保全公社、動物園協会、公園協会）を所管している。また、防災対策事業のように最優先して取り組むべき複数の事業に跨るものなど、複数の事業関係者が存在する状況となっているが、局の全体に係る独自の中期計画は存在しないため、局全体をマネジメントする観点からは、適切なPDCAサイクルが構築されているとは言いがたい。 建設局は、都全体の将来的な目標を建設局のレベルに落とし込みつつ、建設局事業全体の最適化を図るべく、重要性・緊急性に応じた目標・事業・施策として局内で調整し、整備事業だけでなく管理事業を含む事業全体をマネジメントする観点から適切な中長期的な計画を策定した上で、定期的に計画と実績を対比するなどして評価し、対応策を講じるという適切なPDCAサイクルを遂行するための体制を構築されたい。 また、建設局のPDCAサイクルは、単に建設局内部の経営管理のためだけでなく、都民への説明責任のためにも適時・適切に活用されたい。	平成29年度は、道路、河川、公園等の整備、管理に関する事業について、事業全体をマネジメントする観点から局全体で横断的に整理した。 平成30年度は、実行プランで掲げる3つのシティの実現に向けた局全体の計画を策定し、年度末に公表する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-2 (146)	監理団体における中長期計画の策定とそれの活用について	建設局所管の監理団体には、中長期計画を策定している団体(道路整備保全公社及び動物園協会)と、策定していない団体(公園協会)が存在する。これらの監理団体は、指定管理者制度に基づく施設の管理運営を実施しているほか、独自事業(公益目的事業・収益事業)も実施しているが、いずれも設立経緯が異なることからそれぞれ異なった経営理念等を有している。このため、監理団体全体としての画一的な目標を設定することができない。このような状況にあつては、各監理団体において、指定管理者制度に基づく施設の管理運営と独自事業(公益目的事業・収益事業)とを合わせた全事業を対象に、それぞれの経営理念等を実現するための中長期的な観点をもつて、明確に目標を数値化し、財務情報を含む事業計画を策定した上で、計画と実績の対比等による評価、対応策の実施といった、適切なPDCAサイクル遂行のための体制を構築されたい。 また、各監理団体のPDCAサイクルは、単に各団体内部の経営管理のためだけでなく、都民への説明責任のためにも適時・適切に活用されたい。	平成29年度、監理団体改革において、経営状況や主要事業の実施状況についての自己点検を行い、点検結果を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間ににおける経営戦略として各団体ににおける「経営改革プラン」を策定した。また、「経営改革プラン」は平成30年6月に各団体ホームページで公表した。 「経営改革プラン」は、進捗状況や局の方向性等に応じ、毎年度、次年度以降の取組等の見直しを行っていく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-3 (148)	個別事業評価 制度の構築に ついて	建設局では、個別事業について、事業を継続すべきか、中止すべきかという観点から、学識経験者等により構成される事業評価委員会で慎重に審議を行っているものの、平成27年度に事業評価委員会で審議がなされた公共事業は、4事業であった。 建設局は、情報の公開について一定の取組を実施していることは評価できるものの、建設局の事業は道路事業以外にも数多く存在することから個別事業の効果に関する情報公開はいまだ十分になされていない。 本来、近隣住民に身近な個別の事業こそ都民の関心が高い事業であることから、建設局は、公共性・公平性の観点から、これまで以上に個別事業について、新たなPDCAサイクルを構築し、その情報を適時かつ適切に都民に開示されたい。	【公園事業】 都立公園の個別事業について、目標への達成状況を評価し、事業展開の再検討等への反映を行うことで、PDCAサイクルを構築していく。 平成29年度はパークマネジメントマスタープランで定めた目標値を使用し、評価の指標、評価方法を策定した。平成30年度は、その指標、評価方法を用いて公園別に評価を実施している。平成31年度に評価を確定し、その後、管理・運営に生かすとともに、都民にわかりやすい形で公表していく。 【河川事業】 河川施設の事業効果について、台風等が発生した場合、過去の水害時における気象条件や被害状況との比較による評価方法を採用した。その評価方法に基づき、平成29年台風21号における河川施設のストック効果について、写真やグラフを用いたパンフレットを作成した。また、平成30年7月に実施した河川愛護月間における川のパネル展において、日本語版、英語版のパネルを作成し展示を行った。 さらに、河川事業の事業効果を広く効果的に一般の方に周知するため、局ホームページへ掲載した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-4 (151)	道路施設・河川施設に係る長寿命化計画の網羅的な策定について	平成25年11月に国土交通省が公表した「インフラ長寿命化基本計画」によると、個別のインフラ管理者である建設局は、個別施設ごとの長寿命化計画を策定する必要がある。 なお、平成27年度末において、道路施設である橋梁及びトンネルについては、個別の施設ごとの長寿命化計画が策定されているものの、門型標識等に係る個別施設計画は未策定の状況である。また、河川施設である水門、排水機場や河川構造物のうち地下調節池、分水路については、個別の施設毎の長寿命化計画が策定されているものの、護岸や堤防、海岸保全施設、砂防関係施設等に係る個別施設計画は未策定の状況である。 この点、インフラ長寿命化基本計画では、個別のインフラ管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を「できる限り早期に策定」するよう求めており、具体的な策定期限は定めていない。 しかしながら、特にインフラの場合は、施設規模の大きさと比例して、予算規模が大きくなる傾向にあることから、局は、中長期的なトータルコスト削減の観点から、現在未策定の施設についても、個別施設計画を早急に策定し、今後の対策を早期に立案されたい。	橋梁、トンネル、調節池、分水路以外のインフラについても、機能・規模等から優先順位をつけ、導入可能な施設については予防保全型管理へ移行していく。 新たに導入する施設については、現状の調査及び状況を把握し、必要な対策を検討の上、計画を策定する。 計画策定した施設については、順次、予防保全型管理を開始する。 【道路施設】 これまでに実施してきた点検結果などを基に整理、分析を行い、導入すべき施設として擁壁・擁割道路などを選定し、平成31年度に計画を策定する。 【河川施設】 ・河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画〔土木構造物編〕：平成28年3月策定 ・河川構造物（地下調節池）の予防保全計画〔設備編〕：平成30年3月策定 ・海岸保全施設予防保全計画：平成30年7月策定 ・砂防施設予防保全計画：平成30年7月策定 ・急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設予防保全計画：平成30年度末計画策定 ・東京都河川維持管理基本方針：平成30年度末計画策定 ・河川構造物（堤防・護岸）の予防保全計画（仮称）：計画策定に向け、都管理の低地河川で調査・検討を実施	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-5 (153)	都立公園施設 長寿命化計画 とPDCAサイク ルの構築につ いて	建設局では「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成24年4月)に基づき、都市公園別の公園施設長寿命化計画調書を作成している。公園施設長寿命化計画調書では、健全度調査による健全度判定(4段階)、及び考慮すべき事項を反映して、緊急度判定(3段階)を設定し、計画を策定しており、長寿命化に向けた対応策を作成している。 しかしながら、現状では公園管理者による日常点検、有資格者による定期点検を実施し、不具合が発見された場合はその都度対応することとしており、計画調書に基づいた長寿命化に向けた具体的な維持保全・補修等が実行されていない。 計画調書は事業遂行に必要があつて作成されたものであることから、建設局は定期的に時点修正するなど、都市公園のストックマネジメントを的確に行うためのツールとして計画調書を活用されたい。そして、計画調書の活用により、公園施設に対する予防保全管理の考え方を拡大させるとともに、公園施設長寿命化計画の実効性を担保できるPDCAサイクルを構築されたい。	計画内容と実態が乖離しないように、改修実績等を計画調書へ反映し、定期的に計画調書の時点修正を図るとともに、計画期間の中間で、これまでの計画の課題抽出と予防保全管理の対象とする施設の再検討や計画対象施設の優先順位などを再整理して見直しを図ることとで、計画調書を実効性のあるものとする。 平成30年度は、「都立公園施設長寿命化計画」の改定に向け、予防保全型管理の対象とする施設の絞り込みを行う。今後は、対象施設の現況調査を実施した上で「都立公園施設長寿命化計画」の改定を行い、それを施設改修や維持管理に適切に活用していく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-6 (157)	道路整備に係る中長期計画の策定とPDCAサイクルの必要性について	近年の道路投資額は3,000億円ほどで推移しており、道路整備事業に多額の都税が投入され、多くの道路整備事業を実施している。 しかしながら、建設局が実施している道路整備については、個別の事業単位で中長期計画を策定している事業も存在するものの、現状では道路事業全体の観点から中長期計画を策定していない。したがって、建設局は、個々の事業計画を全体として重要性・緊急性に応じて最適化すべく、道路整備事業全体に係る中長期計画を策定した上で、その達成度合いを定期的に評価し、必要な改善や修正を行う新たなPDCAサイクルを構築するとともに、その情報を、明瞭性・透明性の観点から、都税を負担する都民に対し十分に開示された。	平成29年度は、「実行プランの政策の強化版」の策定や、局全体の中長期計画の策定に向けた検討状況を踏まえて、道路整備に係る中長期計画の策定に向けて検討を行った。 平成30年度は、実行プランや局全体の計画との整合を図りながら、道路整備の中長期計画を策定し、年度末に公表する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-7 (160)	自転車走行空間整備に係る事業の効果検証について	建設局は、平成24年10月に自らが策定した「東京都自転車走行空間整備推進計画」に基づき、地域の道路事情に応じた整備手法により、安全で快適な自転車走行空間の整備を進めているが、平成20年3月に整備を行った旧玉川水道道路以後、当該事業の成果について検証していない。この点、建設局から「自転車走行空間の整備は、平成28年12月に成立した自転車活用推進法等において、自転車の利活用に必要な事業とされている。また、安全性については、自転車走行空間の整備やルール・マナーの周知などの様々な取組が行われており、その効果もあってか、事故は年々減少傾向にあるが、施策ごとの取組の効果を分離して検証するのは難しい。さらに、背景が異なるので、特定の事故の種類ごとにその背景が異なるので、特定の路線における自転車事故の減少（又は増加）の原因が、果たして走行空間の整備によるものか、自転車利用におけるルール・マナーの周知の効果によるものなのか、判断することが難しい。」との説明を受けた。 しかしながら、当該事業は多額の都税を投入して自転車走行空間を整備する事業であることを鑑みると、少なくとも道路管理者である建設局は、旧玉川水道道路で実施したような整備効果の検証など、実施可能な効果検証の方法を検討し、事業効果を検証した上で、広く一般に情報を公開する必要がある。 したがって、建設局は、当該事業の実施目的を再確認した上で、有効性・効率性の観点から、広く事業効果の検証と活用を行う仕組みを構築されたい。	自転車走行空間の整備前後における、自転車の通行位置及び進行方向の遵守率や周辺住民へのアンケート等の調査により、事業の効果を検証した。 平成30年度末に検証結果を取りまとめ、平成31年度当初には、当局のHPにおいて、実施結果の概要を公表予定である。 また、効果検証後は、自転車走行空間の整備手法選定に役立てるほか、さらなる対策が必要な場合には、関係部署と連携し検討を実施していく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-8 (162)	道路管理に係る中長期計画の策定とPDCAサイクルの必要性について	道路管理のうち路面補修については、建設局全体として、管内図などの視覚情報と、3年に1度の調査により得られる路面性状調査等によるデータベース等の調査結果と合せて総合的に判断することとで効率的な路面補修を実施しており、一定の評価ができる。 しかしながら、例えば、防災対策事業など最優先すべき事業に傾斜した予算配分を実施する必要性が生じた際に、中長期的な建設局全体の戦略との調整がないと、同一路線であったも補修頻度が異なるなど、都全体の見地から予防保全型公共サービスの提供を実現できない可能性がある。 これまでの管理手法や予算編成などにより局全体の調整を行うことは有効ではあるが、中長期的な意思決定や事業戦略の立案に当たっては、中長期的な方針と目標を明確にする必要がある。 したがって、建設局は、これまでの管理手法に加え、様々な視点を取り入れながら、道路管理に係る新たな中長期計画を策定しPDCAサイクルを講じるよう取り組むとともに、新たな取組方針やその結果を示すなどとして、都民に対する説明責任を果たされたい。	路面補修事業における中長期計画策定に必要な予定箇所を選定については、以下の理由により、予定箇所の優先度が頻繁に変わることが多く、実行性の高い計画を構築することは困難な状況である。 ・気象条件、周辺開発、道路整備による交通量及び車両種別等の変動に伴い、舗装の劣化の進行が変わること ・道路利用者や沿道住民等の陳情・要望に対応する必要があること ・道路には多くのインフラが埋設されており、各管理者が維持・補修等の工事を実施しているが、道路の掘り返しを防ぐため、それらの工事と路面補修工事の実施時期等の調整を行う必要があること これまでは、路面性状調査によって得られる客観的情報と技術職員の経験や知見等により総合的に判断することにより補修事業を実施してきたが、平成30年度に策定する点検要領の中に新たな視点として、交通量等の道路の特性に応じた点検頻度や点検手法を定めるとともに、点検により得られた健全性の診断結果等を踏まえた路面補修までの流れを実施方針として取りまとめる。 また、点検した結果については、補修の要・不要も含めて公表する予定であり、こうした取組によって、都民への説明責任も適切に果たしていく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-9 (168)	河川整備計画 の網羅的な策 定について	平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は河川整備計画を策定することが定められたが、この法改正から既に18年以上経過した平成27年度末時点で、いまだに河川整備計画が策定されていない河川が14存在する。 そもそも、河川事業は長期にわたるものが多い、費用も膨大になることから、各事業を河川ごとに細分化した河川計画を策定することが、PDCAサイクルにおけるスタートとなる。 したがって、建設局は、地域と連携して河川整備をより一層推進すべく、公平性・有効性の観点から、河川整備計画を網羅的かつ計画的に策定し、公表されたい。	平成29年度に谷沢川及びび丸子川流域、呑川流域の4河川、30年度に目黒川流域の4河川について河川整備計画の策定及び公表を行った。残り6河川については、関係機関や周辺のまちづくり等との調整を進め、計画的に策定及び公表を行う。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-10 (172)	中小河川整備 の推進について	建設局は、昭和61年度に策定された「第二次東京都長期計画」において、中小河川の改修について、1時間当たり50mmの降水量に対応できるよう、護岸の整備、調整池・分水路の設置等を整備することとしている。 しかしながら、この計画では要護岸整備延長を324kmと定め、平成7年度までに治水安全度達成率を80%とする目標を立てているにもかかわらず、平成27年度末時点での目標がいまだ達成されていない。 しかも、建設局は、近年の集中豪雨の発生を鑑み、今後、区部では1時間当たり75mm、多摩部では1時間当たり65mmの降水量にも対応し得るよう中小河川の整備を進めることとし、また、対策強化流域（9流域）を指定するとともに、豪雨対策の確実な達成に向けて、当面達成すべき取組として平成36年までの取組を示しているが、この取組には目標整備水準達成の期限を定めていないため、優先度の高い箇所から順次対応するにしても、具体的にどこから対応するのか不明確な状況となっている。 過去の事例を見ると、既に区部では1時間当たり75mm、多摩部では1時間当たり65mmを超えた降水量を観測していることから、建設局は、都民の安全性等の観点から、昭和61年度に設定した中小河川改修の目標を早急に概成することともに、新たな取組についても、優先箇所の具体的な期限を含む整備計画を策定し実行されたい。	1時間当たり50mmの降水量対応について、平成29年度末において治水安全度達成率が80%に達している。引き続き着実な整備に努める。 新たな取組である、区部で1時間当たり75mm、多摩部で1時間当たり65mmの降水量対応に向けた整備計画の策定状況については以下のとおりである。 ・平成28年度までに策定済 境川流域、神田川流域、石神井川流域 ・平成29年度策定済 野川流域、谷沢川及び丸子川流域、香川流域 ・平成30年度策定済 目黒川流域、新河岸川及び白子川流域 ・平成30年度末策定 渋谷川及び古川流域	改善済

平成28年度包括外部監査

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-11 (178)	土砂災害防止 事業及び海岸 保全事業等の 更なる推進に ついて	建設局は、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の3つの土砂災害防止事業と海岸保全事業を実施している。 土砂災害防止事業と海岸保全事業の施設については、整備計画を策定し実施しているが、その進捗状況を監査人が試算したところ、平成27年度末時点で、急傾斜地崩壊対策事業の進捗率は未だ53%であるなど、現状のペースで行くと、流路を除き、計画達成まであと20年から30年かかることが想定され、また、海岸保全事業に関しては200年超かかると試算された。 また、これらのハード対策事業は長期になる可能性が高いため、局は、ソフト対策事業として、土砂災害の危険性が高い区域を公表することとしているが、この公表に必要な基礎調査が現時点で7割程度しか完了しておらず、調査が完了していない地域に対する土砂災害警戒区域の設定及び公表は今後行う予定としておいている。建設局は、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を平成29年度までに全て実施し、土砂災害警戒区域等への指定を平成31年度までに完了するとの目標を掲げている。 しかしながら、土砂等災害は今すぐにも起こりうることから、建設局は、都民の安心・安全性の観点から、ハード対策事業を更に推進するよう抜本的な対策を講じるとともに、この対策事業を補完するソフト対策事業を早急に実施し公表したい。	1 土砂災害防止事業について (1) ハード対策については、避難所の有無等の重要度や災害発生の危険度を考慮した評価フローに基づき、箇所毎の緊急性を評価している。今後は、評価結果をもとに計画的にハード対策を実施していく。 (2) ソフト対策については、土砂災害防止法に基づき基礎調査を平成29年度末に完了した。今後は、調査結果の公表、住民説明会や関係区市町村長への意見聴取を順次実施し、都内全域の区域指定を平成31年度までに完了させていく。 2 海岸保全事業について 平成29年4月に改訂した伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画に基づき、ハード対策を実施していく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-12 (18)	霊園に関する 中長期計画の 必要性について	建設局は、動物園及び公園に関する中長期計画を策定しているが、青山霊園、谷中霊園を除き、霊園に関する中長期計画を策定していない。 建設局は、中長期の目標（方針・ビジョン）を設定した上で、これに応じて可能な限り具体的なか長期計画を策定し、その達成度合いを定期的に評価し、PDCAサイクルの中で必要な改善策を実施すること、また、このようなマネジメントについて、都税を負担する都民一般に対して、適時に分かりやすく説明することを実施されたい。 その際には、より客観的な評価を実施するよう、目標（方針・ビジョン）に応じて、定量的な計画ないし評価の指標・基準を設定されたい。	区部霊園、郊外霊園とも、中長期計画を定め、評価基準を設定し、PDCAサイクルによる改善を行っていく。 染井霊園については、平成29年度に再生計画を策定し、平成30年度に霊園使用者全員に当該計画のパンフレットを配布し、かつ管理事務所においても周知を行っている。 雑司ヶ谷霊園については、平成29年度に関係部署調整を行い、平成30年度は中長期計画策定のための基礎調査を行った。今後、基本計画を公園審議会に付議し、平成33年度に中長期計画を策定する。 郊外霊園については、平成30年度、中長期計画を策定した。今後、中長期計画を踏まえ、施設の仕様等を設計段階で決定した上で、公表していく。 各霊園とも中長期計画に基づき、達成度合いを定期的に評価・確認して、事業を進めていく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-13 (187)	公園に関する 中長期計画の必 進捗管理の必 要性について	建設局は、公園に関する中長期計画として、「パークマネジメントマスタープラン」を平成16年度に策定し、指定管理者選定期間に合わせて平成26年度に改定している。 当初のプランでは、指標の具体的内容と目標値が定められておらず、PDCAサイクルの定量的評価に基づく施策の見直しは行われていなかったが、改定後のプランでは、プロジェクトごとの指標と達成年度及び目標を定めている。 中長期計画の適時適切な評価と施策の見直しを行うために、建設局は、適切なPDCAサイクルによるマネジメントを実施されたい。 また、このようなマネジメントについて、都税を負担する都民に対して、適時に分かりやすく説明し、その財源負担についての理解を得ることとされたい。	平成29年度はパークマネジメントマスタープランで定めた目標値を使用し、評価の指標、評価方法を策定した。平成30年度は、その指標、評価方法を用いて公園別に評価を実施している。平成31年度に評価を確定し、その後、管理・運営に生かすとともに、都民にわかりやすい形で公表していく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-14 (190)	動物園・水族館の中長期計画の必要性について	都の動物園・水族館の中長期計画として位置付けられている「都立動物園マスタープラン」が示す具体的な方策には、曖昧な目標や費用対効果よりもコスト削減ありきとなっている方策が多く、数値的目標等を設定した具体的な中長期計画であるとは言い難い。 建設局の説明によると、予算や年度割を伴う事業計画の策定については調整中であり、現在のところ具体的な内容が文書化された計画はないとのことである。 建設局は、都立動物園マスタープランの実現に向けて、将来における具体的な目標ないし中長期計画を可能な限り定量的に策定し公表することとされた。	都立動物園マスタープランの目指す姿を達成するために、定量的な目標設定が可能な項目を抽出し、平成32年度までの目標を設定した。設定した目標については、建設局のマスタープラン紹介ページに平成30年6月から掲載している。 現都立動物園マスタープランは、平成23年度から平成32年度までのおおむね10年間の計画期間であり、次期改訂については、平成31年度から着手する。	改善済
意見	4-1 (194)	建設局における事業別財務情報の開示について	都では、「東京都会計基準」に基づいて、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書及び正味財産変動計算書（以下「財務諸表」という。）を作成・開示している。 また、建設局においても、都の一局としての立場から局単位の財務諸表を作成し開示しているが、局が実施する主要事業、すなわち、道路事業、河川事業、公園事業については、事業別の財務諸表を作成しているにもかかわらず、広く一般に開示していない。 建設局は、多額の都税を原資として建設行政を遂行していることから、局単位の決算情報だけでなく、事業別の財務諸表など、より詳細な財務情報を都民に広く開示し、その説明責任を果たしたい。	平成27年度及び28年度決算参考書財務諸表（建設局財務諸表及び事業別財務諸表）を平成29年11月に建設局ホームページに掲載した。この取組を今後も継続して実施していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	4-1 (197)	建設仮勘定等の チェック体制の強化について	建設仮勘定の一覧を確認したところ、①平成28年3月31日現在、工事完了にもかかわらず、振替漏れとなっている建設仮勘定が3件(帳簿価額1億1百万円) ②平成27年度に振替を実施しているものの、本来は、その工事の完了が平成26年度以前であつたため、過年度に振り替えるべき建設仮勘定が120件(帳簿価額360億12百万円) ③資産性のない費用が計上されている建設仮勘定が53件(帳簿価額1億34百万円) 検出された。 建設局は、インフラ等の建設を所管するため建設仮勘定の金額が多額になることから、適切な固定資産管理及び会計処理の適正性の観点から、建設仮勘定等の計上及び振替について、適時かつ適切にチェックする体制をこれまで以上に強化されたい。 なお、振替漏れとなっている建設仮勘定及び資産性がない費用は、過年度に計上すべき費用が適切に処理されていないため、過年度の期間損益が歪められているとともに、平成27年度の貸借対照表の固定資産が過大に計上されていることから、局は、これらの状況も速やかに是正されたい。	措置の概要 1 不適正な建設仮勘定の案件について、処理を行った。 2 平成28・29年度決算整理時に、振替漏れや費用処理すべき案件の誤計上がないか、局公会計担当、各部公会計担当、事業執行課等の複数部署で相互チェック体制を構築・実施した。この取組を今後も継続して実施していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-2 (200)	建設局と監理 団体との事業 別連結財務情 報の必要性に ついて	建設局が遂行する事業の一部は、都の監理団体である道路整備保全公社、動物園協会及び公園協会が担っている。つまり、都の建設行政は、建設局と3監理団体とが一体となって事業運営する仕組みが構築されている。 しかし、現行制度上では建設局の財務諸表では、例えば「指定管理料」が行政コストとして計上されるものの、事業別に区分せず計上されているため、どの事業に対してどの程度の金額がどのような費用から発生したのかなど、その内容が不明である。 また、監理団体については、指定管理者として都の資産を直接的に管理運営する場合でも、その財務諸表には、都の固定資産情報が未掲載である。そのため、建設局と監理団体がそれぞれ財務諸表を作成しており、局と監理団体とが一体となつて実施している事業であっても、どの程度の資産規模をもつてどのような事業運営がなされているのかを総合的に把握することができず、したがって、各施設の効率的・効果的な運用管理が行われているかの判断ができない。 さらに、人員数に関する情報も財務情報と同様、どの程度が把握できていない。 建設局は、建設行政に関する財源を負担する都民の視点から、局の事業別財務等情報と、3監理団体の事業別財務等情報とを結合（連結）した、いわゆる連結（結合）情報について東京都会計基準等、各制度会計との整合性を図ったうえで作成及び開示する体制を構築されたい。	平成29年5月に「事業別連結・施設別財務等情報作成検討会」を立ち上げ、建設局・各監理団体の財務情報の整理、課題の整理、検討を行っている。 平成29年度末時点では、①財務情報作成に向けた検討方針、②事業別・施設別財務情報作成の手順書、③按分対象勘定科目整理表を作成した。 また、総務省から示されている都道府県とその関連団体を連結した連結財務書類の作成に関する統一的な財務書類等の作成基準（以下、「統一的な基準」という。）に基づき、都も監理団体等との連結財務書類を作成することとなった。平成30年12月現在、平成29年度決算における監理団体との相殺取引の把握等を行い、連結財務書類作成のための情報を整理している。 今後は、統一的な基準を勘案した事業別財務等情報を取りまとめる際の課題整理も含め、東京都会計基準等、各制度会計との整合性を図った上で試行を行い、適時適切に作成及び開示をしていく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-3 (208)	建設局における施設別(連結)財務情報について	局が所管する施設のうち、公園、動物園、水族園、植物園、霊園・葬儀所、及び駐車場などの施設については、各施設の運営方針や利用者の状況などによって資産や収入・行政費用の発生態様が大きく変化することから、それぞれの施設単位で、資産や収入・行政コストのPDCAサイクル管理が重要となる。 ところが、建設局では、一定の制約があることを理由として施設別の財務情報を作成できないとして、施設別財務情報の作成・開示を行っていない。 施設別の財務情報を一元化せずに行われる施設運営は、その効率性・有効性が不明なだけでなく、施設別財務情報が公開されていないこと自体が都民に対し理解を得るための情報開示としては不十分である。 建設局は、公共施設管理の適切なPDCAサイクルを構築するために、また都民に対しより広く理解を得るための情報開示を行うべく、施設別の財務情報を作成し、これらの目的に活用されたい。	平成29年5月に「事業別連結・施設別財務等情報作成検討会」を立ち上げ、建設局・各監理団体の財務情報の整理、課題の整理、検討を行っている。 平成29年度末時点では、①財務情報作成に向けた検討方針、②事業別・施設別財務情報作成の手順書、③拡分対象勘定科目整理表を作成した。 また、総務省から示されている都道府県とその関連団体を連結した連結財務書類の作成に関する統一的な財務書類等の作成基準(以下、「統一的な基準」という。)に基づき、都も監理団体等との連結財務書類を作成することとなった。平成30年12月現在、平成29年度決算における監理団体との相殺取引の把握等を行い、連結財務書類作成のため今後、統一的な基準を勘案した施設別財務等情報を取りまとめる際の課題整理も含め、東京都会計基準等、各制度会計との整合性を図った上で試行を行い、適時適切に作成及び開示をしていく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-4 (229)	用地取得に係る進捗情報の発信について	用地取得の進捗情報の開示については、国土交通省から各地方整備局長宛て通達（「事業認定等に関する適期申請等について」）が発出されており、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策」の項目を公表することが求められている。 この通達は、国土交通省の直轄事業が対象であり、都の公共事業に直ちに適用されるわけではなく、神奈川県や千葉県など他県では、上記項目について用地取得の進捗情報をホームページで公表している。 しかしながら、建設局の公表項目は「事業箇所」、「事業区間」、「延長」、「事業認可取得」、「取得率」にとどまっている。 用地取得は地域住民の理解を基に進められるため、その説明責任の観点からは詳細な情報開示を積極的に行う必要があること、また情報開示によって、事業実施者である建設局自身に適切な進捗管理を促すことから、建設局は、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「用地取得に係る現在の状況と今後の方針（事業認定申請手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策等）」の項目についても適時かつ適切に情報開示をされたい。	平成29年度には関係部署と調整し、都民から事業に対する理解と協力を得られるよう、原則として現在事業中の全箇所について情報を公開するという考え方に基づき、追加掲載路線の検討を行い、平成30年度には公表路線の平成30年4月1日時点進捗状況一覧（公表用ファイル）を作成し、ホームページの更新を9月末に完了した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-5 (244)	道路整備及び河川整備などの事業情報の発信について	道路整備事業情報は、主に道路整備着手前と道路整備完了後の2回しか発信されていないが、長期大規模な道路整備に関しては、総事業費に大きな乖離が生じていることが通常であることから、それぞれの道路整備が計画どおりに進捗しているのか、総事業費の変化はどの程度かなど、定期的な進捗情報に対するニーズは生じている。 また、河川整備の一部は、事業を実施した後の効果について、パンフレットなどを使用して都民に周知している場合もあるが、このような冊子による情報を受け取ることができず都民は限定的であり、広範な事業情報の発信とはなっていない。 建設局による情報発信の仕組みは、不十分な部分が存在し、また発信している内容も不十分な部分が多く存在すること、また、用地取得以外の事業については、情報発信に関する一定の目安となるルールも存在しないことから、都民に対する説明責任を十分に果たすために、情報発信のあり方、すなわち情報開示の内容、範囲及びタイミグなど様々な観点から再検討し、適切な情報発信体制を構築することとされた。	【局における取組】 - ホームページの運用管理体制を構築し「見やすく、わかりやすいH P」づくりを実現するため、目的、サイト構造、管理方法等について下記のような取組や検討を進め、「建設局ホームページの作成及び管理に関する基準」を設定した。 - 局ホームページにおける古い情報の掲載やリンク切れ等の把握・更新（修正）を行った。今後とも随時対応する。 - 局ホームページにおける体系と各項目の構成を再検証し、具体的な項目の構成及び記載内容について局内で検討している。 【各事業部における取組】 「建設局ホームページの作成及び管理に関する基準」に則り、適切に掲載していく。平成30年度は掲載する事項の詳細について検討している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-6 (253)	ホームページ 更新に係る諸 問題について	都民に対する説明責任の観点から監査手続を実施した結果、建設局のホームページ更新に関して次の問題事項が検出された。これらの問題事項を分類すると、①適時な情報の更新がなされていないケース②計画と実績が容易に比較できないケース③情報の比較が容易に行えないケースの3つに分類される。 まず①適時な情報の更新がなされていないケースでは、東京都駐車場条例に係る告示の情報が東京都例規集上未更新である点、さらには必要なリンクが適切に設定されていないなどの問題が検出された。 次に②計画と実績が容易に比較できないケースでは、ある事業の計画情報と実績情報の掲出タイミングが異なるため、計画と実績とを容易に比較できないことが判明した。 ③情報の比較が容易に行えないケースでは、建設事務所が発信している情報には量・質ともに事務所による差があり、情報の比較可能性が担保されていない点が検出された。 いずれの事項も、都民に対する説明責任と密接に関係する問題であるため、局は、公開する情報の量・質、明瞭性や適時性などを適切に確保しない限り、都民に対する十分な説明責任を果たせていないことから、建設局は、ホームページ更新に係る諸問題を早急に解決するとともに、各種情報の発信・更新のあり方、ルールの策定及び運用体制の構築など、情報利用者の視点に立ったホームページの更新体制を構築されたい。	ホームページの運用管理体制を構築し「見やすく、わかりやすいHP」づくりを実現するため、目的、サイト構造、管理方法等について下記のような取組や検討を進め、「建設局ホームページの作成及び管理に関する基準」を設定した。 ・局ホームページにおける古い情報の掲載やリンク切れ等の把握・更新（修正）を行った。今後も随時対応する。 ・局ホームページにおける体系と各項目の構成を再検証し、具体的な項目の構成及び記載内容について局内で検討している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-7 (254)	道路に係る防災対策情報の発信体制の見直しについて	国土交通省関東地方整備局の情報によると、都内の立体交差部（アンダーパス）の冠水箇所は133か所も存在することであるが、建設局のホームページからは当該情報を入手することができない。 建設局は、都民の安全性等の観点から、発信すべき道路防災対策の情報を整理するとともに、道路管理者としての適切な情報発信体制を構築されたい。	道路防災対策情報を整理し、新たに追加発信する情報を検討した上で、平成29年9月末にアンダーパス部の道路冠水注意箇所マップをホームページ上で発信した。	改善済
意見	4-8 (255)	外国人に対する情報提供の見直しについて	建設局の英語版ホームページでは、各事業の説明はあるものの、ソフト対策として掲げている浸水予想区域図や水防災総合情報システムでの降雨量や河川水位情報などの公表は、日本語版でしか存在しない。 都内在住の外国人人口や都への外国人観光客が増加傾向にあることから、建設局は、安全性等の観点から、日本語が理解できない外国人に対して、積極的な情報提供ができるような情報発信体制を再構築されたい。	水防災総合情報システムについては、平成30年度にシステム改修を完了させ、外国人に対し情報提供ができる情報発信体制を整備する。 浸水予想区域図については、現在進めている更新に合わせ、英語版を作成している。 局ホームページの見直しと併せて、浸水予想区域図等の防災情報について外国人の方が必要な情報を入力しやすいように、平成30年度末からホームページに掲載していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-1 (258)	指定管理者の 情報セキュリティ 体制に対する建設局の 確認の拡充について	建設局は、指定管理者に対して、その募集要項や仕様書において、「個人情報情報の適正な管理のため、指定管理者を選定する前に当該措置を講じるため、指定管理者が構築されているか否か確認していない。仮に情報セキュリティ体制に不備がある相手方を指定管理者として選定した場合、それは個人情報漏えいリスクを請け負うこととなることか」を指摘していることと、建設局は、指定管理者選定前にプライバシーポリシーやISO27001の取得を確認するなどして当該体制を評価するとともに、選定後も当該体制が適切に運用されていることを十分に確認されたい。	措置の概要 ・指定管理者の選定時に適切な情報セキュリティ体制が確保されているか確認を行うことについて、平成29年9月28日付29建総第609号「指定管理者の情報セキュリティ体制に対する確認の拡充について（依頼）」を指定管理者所管部に発出した。 ・平成29年度の指定管理者選定時から情報セキュリティ体制に関するチェックシートを提出させ、選定前の確認を実施した。 ・平成29年度は葛西臨海公園の選定が実施されたため、チェックシートを活用し、確認を行った。 ・現指定管理者に対しても年度評価時点において、セキュリティ体制が適切に運用されているかアンケート形式等で確認することとで、適宜適切に指導していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	5-1 (260)	セキュリティ を考慮したシ ステム開発の 必要性につい て	動物園協会では、動物園・水族園からのお知らせやイベント等の情報を提供する目的で「東京ズーネット」というホームページを管理運営しているが、平成28年7月7日に、外部からの不正アクセスを受けて個人情報流出させてしまった。この原因となったホームページ上の脆弱性は、システム関連の業界では既知の攻撃手法であった。 「東京ズーネット」は、その開発・保守・運用を外部の民間事業者に委託しているが、動物園協会において、①システム開発手順が適切に規程化されていないため、情報セキュリティを考慮した開発が外部委託先においてなされなかったこと、また、②外部委託先に対してセキュリティに関する情報の提供や収集を依頼していないため、システム稼働後も情報セキュリティの対策がなされていないことが大きな原因である。 動物園協会は、システム上の脆弱性など情報セキュリティに関する情報を外部委託先と共有するとともに、セキュリティを考慮したシステム開発が外部委託先において行われるようセキュリティ体制を構築し、今後必要に応じ、セキュリティを考慮したシステムを開発し、もって不正アクセス及び個人情報流出事故の再発防止を徹底された。	平成28年10月31日までに「情報セキュリティ対策基準」及び「ホームページなどの制作、運営及び保守にかかる特記仕様書」の遵守を明示した契約を締結するとともに、ホスティングやセキュリティサービスに関するサービス基準についても文書にて定め、また、ウェブ診断やWAF及びIPS/IDSの導入、独立行政法人情報処理推進機構のガイドラインを遵守した改修を実施した。 その後も、業務管理及びシステムの両面から情報セキュリティ体制を維持し、WAF及びIPS/IDSのレポートを毎月確認するとともに、定期的なウェブ診断を実施し、個人情報漏洩や不正アクセス事故の再発防止体制の徹底を継続している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	5-2 (261)	動物園協会に おけるセキュリティ診断の 網羅性について	動物園協会では建設局の推奨を受け、無償のセキュリティ診断を定期的に実施していたが、これはホームページ全てを対象としたものではなく、無作為に抽出された一部のみに対象にしたものである。その結果、脆弱性が残存するページが見落とされたと認め、外部からの不正アクセスによって情報流出を招いたと言わざるを得ない。今後は、例えば、外部からの攻撃が懸念されるサーバについては、リスクの程度に応じた診断の頻度や対象を検討し決定した上で、セキュリティ診断を定期的かつ網羅的に実施されたい。	平成28年10月31日までに全ファイルの診断を完了し、改修を施し、脆弱性を徹底的に除去した。独立行政法人情報処理推進機構のiLogScannerによる検査も実施した。その後も定期的なウェブ診断を継続することにより、個人情報漏えいや不正アクセス事故の再発防止を徹底し、安全なウェブサイトを運用を継続している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-2 (262)	動物園協会に おける定期的 な自己点検の 必要性につい て	動物園協会の「セキュリティ対策指針」には情報システムに関する自己点検を実施することが定められているが、これを実施する頻度が定められていない。しかも、実務上、これを年1回程度実施するということであるが、平成26年3月31日に情報機器の総入れ替えを行ったため、平成25年度及び平成26年度には実施せず、平成27年度に実施している。今後は、自己点検の内容とそれに対する点検の頻度、点検体制、点検結果に対応する改善手段などを整備し、これを着実に実施されたい。	東京動物園協会「情報セキュリティ対策基準」に基づき「協会安全管理措置・実施手順策定ガイドライン」を平成29年10月1日に策定した。ガイドラインには自己点検の内容、頻度、点検体制、結果に対応する改善手続を記載した。そこで自己点検の頻度は半年に一度実施が望ましいことを定めた。 自己点検については、平成29年度は2回実施した。1回目の結果に基づき情報セキュリティ研修、標的型メール訓練を実施し、1回目と2回目の結果に基づきリスク評価を行い、改善策を取りまとめ、平成30年度の情報セキュリティ対策及び活動計画を策定した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-3 (263)	動物園協会における個人情報管理の定期的実施の必要性について	動物園協会は、平成25年度から平成26年度の間に、顧客に係る個人情報の調査を実施していたが、顧客等により個人情報流出した時に、その流出の経路・原因を早期に特定していただければなる被害拡大も懸念されることから、動物園協会は、法人内の「誰が」「どこに」「どのような情報を管理しているのかを調査し、これを「見える化」するよう、引き続き定期的な個人情報調査を確実に実施されたい。	平成29年度に、情報資産（個人情報）の定義、調査方法及び管理方法を確立し、保有個人情報について周知及び点検を実施するとともに、各係の保有個人情報エクセルの一覧表にして台帳を作成した。 また、平成29年6月に「個人情報保護に関する規程」を改正し、保有個人情報取扱事務の届出様式を定め、個人情報の取扱を開始・変更・廃止する場合は総務課長に届出をすることにより、情報の一元管理（見える化）を行った。 平成30年3月には、協会全体で「個人情報整理月間」として、各部署が保有する個人情報総点検を実施した。この取組は、今後も継続して毎年3月に実施し、厳格な個人情報管理に努める。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-4 (264)	道路整備保全公社における定期駐車場顧客情報の削除の徹底について	道路整備保全公社は、駐車場定期契約者管理システムによって、定期駐車場に係る顧客情報や契約情報の管理、定期料金の請求や入金管理などを管理している。 このシステム上の顧客情報は、顧客が利用を停止してから7年後に手作業によって削除することとされているが、システムによる自動削除機能が設けられていないこと、手作業による削除には作業手順が明文化されていないことから、削除の対象や手順を誤り、結果として個人情報情報が流出するリスクも懸念される。 しかも、その利用停止から7年間も個人情報情報を保存するということは、それだけ個人情報流出リスクも長い期間負うことになる。 道路整備保全公社は、個人情報情報を確実に削除する方法を明文化するとともに、これを適時かつ適切に運用されたい。 また、この削除対象7年ルールについても、個人情報流出リスクを勘案して、道路整備保全公社として適切か再検討することとされたい。	契約者情報の保存期間を解約から3年とし、システムの改修を図るとともに、情報の取扱いや運用方法を定めた「駐車場定期契約者管理システム 情報セキュリティ実施手順」を策定した。 なお、初回は削除対象者が多いため、内容を確認の上平成30年3月下旬に実施した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-5 (265)	センターの サーバ室の見 直しについて	東京都土木技術支援・人材育成センターのサーバ室には地盤情報システムのサーバやネットワーク機器など重要な情報機器が管理されている。このサーバ室は、常時施錠されており、また入退室の管理台帳も整備運用されているが、庁舎の案内図にサーバ室の位置が明確に示されている。センターには部外者が比較的自由に出入りする機会が多いことから、建設局は、情報セキュリティの観点から、サーバ室を部外者が近づけない場所に設置することとできないよう、庁舎案内図からサーバ室の位置を削除することとされたい。	1 平成29年3月に、庁舎案内図のサーバ室（案内図の表記はSV室）の記載を削除した。 2 平成29年5月に、隣室（地盤情報室）からの入口扉に鍵を設置した。	改善済
指摘	5-3 (266)	動物園協会に おける情報機 器管理の徹底 について	動物園協会では、ルーターなどの情報機器が執務室内の棚に、物理セキュリティ対策が講じられることなく設置されているため、破損や外部侵入者からの不正アクセスなどに繋がる可能性がある。したがって、動物園協会は、これらのリスクを低減し安全性を高めるために、情報機器を収納し、かつ施錠管理できるスチール製の収納ボックスなどで、情報機器の現物を管理することを徹底されたい。	平成29年1月10日にネットワーク機器専用のスチール製ラックを設置し、情報機器類は施錠管理できるラック内に収納した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-6 (268)	レスキュー・ナビゲーションシステムの計画的な開発・活用・更新について	レスキュー・ナビゲーションシステムは、被災時に、現場の状況を携帯電話等により情報収集すること、建設局と各建設事務所間、現場と建設事務所間で迅速な情報共有ができることを目指したシステムである。このシステムは、従来は、フィーチャーフォンでしか利用できなかったが、より高機能で利便性の高いスマートフォン用のアプリを平成26年度に開発し、現在はフィーチャーフォンとスマートフォンのアプリとの双方の利用が可能となった。 しかしながら、道路管理部では、フィーチャーフォンに比べてスマートフォンが1割程度の設置であるため、実際に災害が発生した場合、台数の多いフィーチャーフォンのアプリを利用せざるを得ず、台数の少ないスマートフォンアプリは、より高機能にもかかわらず、有効利用することができない。道路管理部の説明によれば、スマートフォンとの全面的な導入計画は予算部局との調整が整わなかったため、フィーチャーフォンの更新時に切り替えることとなったことである。 また、フィーチャーフォンとスマートフォンとのアプリは別々のアプリであることから、機能追加費用が二重に発生する可能性がある。 したがって、建設局は、機能追加費用が二重に発生しないよう、フィーチャーフォンのスマートフォン化を進めることとされたい。	平成29年度内に全てのフィーチャーフォンをスマートフォン化である。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-7 (271)	地理情報システムの計画的な開発・活用・更新について	地理情報システムは、サーバ機器からGISソフトまでの一式を5年間の総額2,700万円で借り受け、平成28年3月に稼働を開始した。また、当該システムの年間保守運用費用は340万円を見込んでいた。しかしながら、開発時の導入目的である建設局内での地理情報の一元化は現時点では未達成、一元化に向けたロードマップも作成されていない。しかも、建設局内の各部署が保有する地理情報の棚卸が一部にとどまっており、どの部署がどのような地理情報を保有しているのかも精査されていない。 また、地方自治体の都市計画部門や資産管理部門など、複数の部署が保有しているデータを共用できず、重複していく斤内横断的なシステムは「統合型GIS」と呼ばれている。この統合型GISを導入している地方自治体も複数存在しているが、建設局では、局内での利用しか想定しておらず、このような「統合型GIS」の検討はしていない。この点、システム導入によるメリット・デメリットを十分に検討した上で導入すべきところ、建設局ではこれを実施していないため、システム導入に係る一連の事前検討・評価が不十分であった。 したがって、建設局は、今後新たなシステムを導入する際には慎重に検討を行うこととし、また、既に導入した地理情報システムは、将来的な必要性を勘案しながら、建設局内の地理情報の棚卸を十分に行った上で、地理情報システムに統合すべき地理情報と単独で管理する地理情報の検討を行い、経済的かつ有効的・効率的な観点から地理情報システムを活用すべく、局内情報の段階的な一元管理化に向けたロードマップを策定するとともに、局外の地理情報についても、局外と連携して地理情報システムを一元的に活用することも検討されたい。	措置の概要 1 局内の地理情報の活用 平成29年度は、局内の共有可能な地理情報の調査を行い、また年度末に利活用方針の策定・局内への周知を実施した。これに基づき、地理情報システムへの登録が適切か精査を行い、25の情報について登録を行った。更なる情報登録に向けて、関係部署と調整を図っていく。 2 局外との連携 平成28年度末に都市整備局が保有する都市計画情報データをシステムへ登録した。平成30年度末には主税局とも連携する。各局の保有する地理情報の共同利用の取組を総務局主導で進めており、局外の地理情報を本システムへ登録可能か検討していく。 3 システム導入時の検討体制 今後、局で新たなシステムを導入する際は、管理職で構成される会議で報告し、検討していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	5-8 (274)	都立公園ガイドシステム変更時の検討について	建設局では、恩賜上野動物園及び浜離宮恩賜庭園の現地でのガイドサービスとして、平成18年度から平成27年度は「ユビキタスサービス」という貸出端末の提供を、また平成28年度からは「Tokyo Parks Navi」というスマートフォンデバイス用アプリの提供を実施している。 「ユビキタスサービス」については、整備・運用費用の合計が約11億円、貸出数の合計が約45万3千件であった。一方、「Tokyo Parks Navi」については、整備・運用費用の合計が約3千万円、アプリダウンロード数の合計が約1万件である。 平成28年度に実施した「ユビキタスサービス」から「Tokyo Parks Navi」へのシステム移行は、従来までの公園ガイド内容を維持しつつ、汎用性・利便性をより向上させる目的で実施したものであるが、建設局として過去の事業評価を適切に行わずしてシステム移行を行っている。 システムの移行に際しては、建設局は、現行システムへの改良を加えた上での新サービスへの移行、あるいはガイドサービス自体の廃止を含め、適切な検討を行うことが必要であったことから、建設局は新システムについての計画 (Plan)、評価 (Check)、改善計画ないし利用推進計画 (Action) の策定を適切に実施する体制を構築されたい。	平成29年度は公園管理部等関係部署による新システムについての計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善計画ないし利用推進計画 (Action) の策定を適切に実施するため検討会を立ち上げた。六義園、葛西臨海水族園の拡張時には、検討会での改善事項を元に、アプリダウンロード時に使用方法が表示されることやトップ画面を見やすくする工夫、各園メニューの表示方法を変更するなど、システム内容を改善した。 平成30年度は四半期ごとに検討会を開催し、利用者増加等を目指したシステム改善内容の検討を行っている。 今後もシステムの利用状況を分析し、検証を行い、利用者の増加やより使いやすいアプリへの改善につなげるための取組を行いながら、事業を進めていく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-1 (283)	入札・契約案件に対する調査制度の拡充への取組について	建設局の入札・契約案件に対する事後的な調査制度は、低入札価格調査制度のみが整備されているにとどまり、最低制限価格近似的値や高落札率といった入札・契約案件を対象としていない。 建設局は、都政を担う大規模なインフラを整備・管理しており、多くの事務所や本庁において建設工事など多くの契約案件を抱えていることから、契約行為に係る不正の機会が多く存在する。この点、建設局は、入札・契約に係る不正防止や信頼性確保の観点から、最低制限価格近似的値や高落札率の入札・契約案件に対して、事後的な調査制度を構築するために関係部署に対し積極的な働きかけや協議を行うこととされた。	積算基準の公表や局（所）契約案件の予定価格の事前公表、また、最低制限価格の算定式の公表など、積算や入札の考え方を明らかにしてあり、最低制限価格付近の入札あるいは高落札率の事例があったとしても、透明性・公平性・競争性は確保されてきたと考える。 また、入札契約制度改革における、高価格帯案件の予定価格の事後公表化により、高落札率案件の割合が減少し、入札監視委員会の機能も強化され、高落札率案件など事別・事後的に調査する件数を大幅に増加させるなど、契約手続の透明性や公平性、競争性の向上が図られている。 入札契約制度は不断の改革・改善が求められているため、こうした全庁的な取組を踏まえ、財務局と意見交換を行いつつ、適切な制度運用が図られるよう努めた。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-2 (287)	特命随意契約 による発注方 法等の見直し について	特命随意契約理由として、その合理性に疑念を持った案件が3件、すなわち①放射第3号線交通量推計(第二建設事務所)、②隅田川中流部著名橋ライトアップ基本設計(第六建設事務所)及び③納骨袋の購入(東部公園緑地事務所)が検出された。 これらの案件は、いずれも過去の関連する業務実績に着目して、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)を根拠に特命随意契約を締結しているが、①は競争入札に付することが不利であるという合理的理由が明確に記載されていないこと、②は公平性・公正性・透明性の観点から、契約相手の選定プロセスを工夫する余地があったことも、③は納骨袋という特殊な物品であつたとしても、納骨袋の製造・販売業者が他にも広く一般に存在しており、同一の仕様をもって複数の業者に発注するなど競争性を確保した方法によって購入できた可能性があることから、特命理由書から特命理由の合理性を十分に読み取れない、又は競争入札に付することが不利であると必ずしも断言できない。 特命随意契約は慎重に採用すべき例外的な契約手法であることから、建設局は、特命理由の合理性を明確に記載するとともに、これまでに競争性・公正性を十分に確保できよう、特命随意契約による発注方法等について、案件ごとにその都度協議・検討した上で、入札・契約手続を進めるよう再徹底されたい。	これまで、特命随意契約については、起工の際や特命委員会等において、特命理由が妥当か十分に検討した上で各所において契約手続を進めてきたが、改めて、局内向けに、特命随意契約について、その適用に当たって十分に協議等を行うなど、慎重に契約手続を進める必要がある旨の通知を平成29年3月に行った。 なお、「納骨袋の購入」は、平成29年1月以降、希望制指名競争入札により実施している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	6-1 (290)	緊急起工による工事発注体制の見直しについて	「上野動物園仮設門整備準備工事 (その2)」は、ジャイアントパンダの繁殖期を回避すると同時に、上野動物園仮設表門の整備工事を完了させるという全体の工程の中で、9月中旬までに当該工事を完了させる必要があったが、設計・発注期間を確保しつつ、突発的な事態に対応するために緊急起工として取り扱った。 建設局は、緊急起工の理由について、年度当初には当該工事について予算措置はされておらず、また、動物の行動変化等の不測の事態への対応方法が緊急起工以外に存在しなかったため、としているが、予算要求の段階でこの事態を想定し、反映していれば回避できたと考えられる。 建設局は、工事に関する様々な危険性や可能性、制約をあらかじめ検討した上で予算要求し、緊急起工による工事発注を行うことなく、適時・適切な起工・契約を行うよう、工事発注体制を見直されたい。	動物行動への影響等に係る資料を部・所・指定管理者間で共有し、当該影響を踏まえた適切な工事計画を作成することとにも、それに基づく予算を措置することとし、予算の制約に起因した緊急起工の実施を回避することとした。 平成29年度から引き続き、この資料を予算要求の各段階で活用することとで、工事が動物に与える影響に配慮した予算要求を行っている。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-3 (294)	契約後の追加 手続の新設に 向けた取組に ついて	建設局では都の定める基準に則り、東京都競争入札参加有資格者として審査・登録されている業者について、指名が制限される場合を除き、指名が可能なものについては入札参加者を積極的に指名することとしている。 ここで、指名が制限される事項は、「経営状況が著しく不健全であるもの」とされている。具体的には、①有資格者が、その発行した手形もしくは小切手が不渡りになったとき②破産法第18条の規定により破産手続開始の申し立てを行ったとき③会社法第511条の規定により特別清算開始の申し立てを行ったとき④弁済期にある債務を弁済することができない状態を指すこととされる。 上記①から④のようない「経営状況が著しく不健全であるもの」に該当しなければ、仮に入札業者の自己資本がマイナスに陥っている場合であっても指名する可能性があるとする現行の選定基準は、著しく問題である。このように、資金繰りが悪化している業者を選定し契約する場合、建設局は、局事業の継続性等の観点から、重大な工事契約の解除が発生しても工事が滞らぬよう、一定の基準を設けた上で、定期的に財務内容の確認や相手先へのヒアリングなどを行う仕組みを新設できるように積極的に関係部署に対し働きかけや協議することとされた。	東京都では、2年に1回、東京都への入札参加資格の登録をしてもらうため経営状況も含め審査を行い、登録事業者の財務状況を確認している。 成績評定制度の運用のほか、入札契約制度改革によって、低入札価格調査制度の厳格化等が図られるなど、品質確保、不良・不適格業者の排除の着実な実施のための取組は行われている。 これらに加えて、他の自治体（道府県）の取組状況について情報収集するとともに、財務局と意見交換を行いながら、より適正な履行の確保、不良・不適格業者の排除に向けて取り組んだ。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	6-2 (307)	安易な理由による特定(特命随意)契約の見直しについて	道路整備保全公社及び動物園協会は、都の監理団体であることから、競争性・透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきであり、安易な理由による特定契約の締結は認められるべきものではない。しかしながら、人間ドックの実施委託及び健康診断業務の委託に関する契約は、安易な理由により、道路整備保全公社は直近10年間、動物園協会については少なくとも直近5年間、特定契約の方法によつて契約の締結がなされていた。この点、道路整備保全公社では一定額以上の随意契約は、随意契約業者選定会員会において厳正な審査が行われるが、本契約金額は審査対象額に満たなかった。一方、動物園協会においては平成28年度から競争入札による方法に変更したものの、長期間に渡る特定契約による契約締結は、契約の競争性・透明性を確保するという観点からは問題である。 したがって、道路整備保全公社及び動物園協会は、特定理由の妥当性を慎重に確認するなどして、契約の競争性・透明性を確保できる体制を構築されたい。	【道路整備保全公社】 人間ドックの実施委託について、競争性・透明性の確保の観点から、特定契約の方法による契約締結を是正し、平成29年度契約から複数業者から競争契約とすることとした。今後とも特定契約については、随意契約業者選定会員会等において、その妥当性を精査し、契約の競争性・透明性を確保していく。 【動物園協会】 契約の競争性・透明性の確保の観点から、動物園協会における人間ドックの実施委託及び健康診断業務の委託については、平成28年度から入札による契約に変更済みである。契約の競争性・透明性を確保するべく、特定案件とすることがかについて判断する場合は、指名業者等選定会員会において、より慎重に特定理由の妥当性を確認していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-4 (309)	道路整備保全 公社のs-park システムの保 守委託費用の 削減について	道路整備保全公社のs-parkシステムの保守作業委託費用の内訳のうち、「エンジンニア作業対応」及び「社内作業対応」は、年間発生するであろう保守作業の見込み時間から算定されている。 そこで、平成25年から27年の見積もり作業工数を確認したところ、3年間で作業工数の変更はなかったが、これら「エンジンニア作業対応」や「社内作業対応」の工数に影響するであろう、直近3年の障害の発生状況は非常に少なく、システムは安定稼働しているため、障害対応として稼働した実績は少ないと想定される。 したがって、道路整備保全公社は、毎年度の障害頻度や保守委託先の業者者の稼働状況を把握したうえで、効率性の観点から、今後の保守費用の見積もりを適切に見直すこととされたい。	s-parkシステムは、機能拡張を繰り返してきたことによりサーバー構成等が複雑化し、保守費用が増大してきた。そのため、システム構成及び保守作業に関する検討を行い、新システム導入の方針を決定した。 方針に基づき平成29年2月に実施した企画コンペにより新たな委託先事業者を選定し、平成29年4～7月にかけて新システムを構築の上、平成29年7月下旬にサイトを全面リニューアルし公開した。 サーバーを自社所有からクラウドサービスに移行するなどコストの削減に努め、保守委託費を年間で約1,500万円減とし、概ね3分の1とした。 新システム移行後も定期的に保守内容を精査していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	6-3 (317)	予定価格を超える契約の締結について	動物園協会の平成27年度における契約台帳を閲覧したところ、落札率が100%を超える契約が2件検出された。 このうち、「上野動物園ゴリラ舎前パーゴラ塗装補修工事契約」については、契約台帳に誤った金額を記載してしまったのみであり、契約手続上の問題は存在しなかった。 一方、「上野動物園両生爬虫類館国産生類検疫室循環ろ過装置設置委託契約」については、見積金額が予定価格を上回っていたにもかかわらず、担当者のチェック漏れにより予定価格を上回った金額で契約を締結していた。 予定価格は、競争入札における公正性を確保するため重要な意義を有するものであり、予定価格の制限範囲を超えることは競争入札における公正性を害することになりかねない。 したがって、今後は、見積金額が予定価格の制限の範囲を上回ることのないよう、見積金額と予定価格のチェックをより一層慎重に行うこととされた。	平成28年12月より、担当者と決裁者によるチェックだけでなく、第三者のチェックも行うこととし、契約に関する起案文書の協議欄にチェック者の決裁欄を設け、チェックの証拠としている。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-5 (320)	飼料の一括調 達について	動物園（上野、多摩、井の頭）の飼料については、動物園協会が指定管理者制度に基づく施設の管理運営の一環として購入しているが、現在、個々の動物園が単独で発注しており、3園一括による調達を行っていない理由を、動物園の特性・購入先との距離、購入先の規模など課題が多いことにあるとしている。 しかしながら、全てを一括調達することは無理としても、現状でも同一業者が複数の動物園から同一種類の飼料を別々に受注している場合が存在すること、一括調達を行うことによつて規模の経済性原理が働く可能性があること、あるいは競争原理が働く可能性もあることから、動物園協会、経済性・効率性の観点から、可能な限り、飼料の一括調達を行う仕組み作りを図りたい。	経済性・効率性の観点から、一括見積・契約が可能な案件を精査した上で、一括見積・契約を実施していくこととした。 それに従い、平成29年9月に、平成29年10月から平成30年3月を期間とする上野、多摩のウサギの購入と木の葉つきの枝の購入について、一括見積・契約を行い、平成30年3月にも平成30年4月から平成30年9月を期間とする契約を同様の方法で行った。今後ともこの方法で継続する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	6-6 (332)	契約制度の見直しについて	都と公園協会が採用する契約制度において、都においては予定価格30万円未満であれば「少額契約」が可能であるのに対して、公園協会においては、予定価格が50万円未満であれば「少額契約」として発注することが可能であり、乖離が見受けられる。また、公園協会では独自の制度として110万円（又は80万円）未満の工事であれば特約店に発注することが可能となる「緊急契約（特約店方式）」を採用しており、都の契約制度と乖離が見受けられる。そして、「緊急契約（特約店方式）」も一者（単数）の見積書の徴収で足りるという点で、「少額契約」に類似した契約方式であると言える。 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東京都監理団体指導基準第5において少額契約が一者（単数）の見積書の徴収で足りるとされたのは、金額が僅少な契約にまで複数の見積書を徴収することを貫くこと、事務処理が煩雑となりかえって不経済となることを考慮したものである。 もちろん、「少額」の基準設定は監理団体の自律的な判断にゆだねられていることから、現行の範囲が社会通念上合理的な範囲内であると解釈する余地はあるが、都の行政を代行又は支援補完する監理団体である公園協会の立場からすると、現行の「緊急契約（特約店方式）」は110万円（又は80万円）までの単数見積りが許容されることとなり、都の契約制度と比べて競争性・公正性の確保という観点から問題がある。 したがって、公園協会は、監理団体として確保すべき契約の競争性・公正性が担保されるよう、契約制度を見直しを求めたい。 また、道路整備保全公社においては、このような契約手法を採用していないが、動物園協会は、公園協会と類似した契約方式「緊急契約（指定店方式）」を採用していることから、競争性・公正性が実質的に担保されるよう現行の契約制度を見直されたい。	【公園協会】 平成29年3月に契約制度の見直しを行う旨の通知文を發出し、職員との意見交換や技術者実務研修、技術者会議・維持担当係長会議等の場において、公園協会の契約制度や公正性および競争性の確保の重要性、制度見直しの必要性、それらを受けた新たな公募制度に関する研修および説明を行った。 平成30年1月に、特約店「一般特約店・造園土木業種」の公募を実施し、91社と特約店契約を行った。平成30年度より、新たな公募制度で選定を行った特約店に発注をしている。他の業種においても、平成30年度以降、公募を実施する。 季節的変動による影響が予測可能な案件について、集約し、競争性を担保した適切な契約方法で発注した。 【動物園協会】 平成29年度に公募制度を構築し、平成30年度の指定店選定を行うため、平成30年1月に公募開始、業績成績等を踏まえ指名業者等選定委員会で平成30年3月に決定、平成30年度4月から実施している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	6-4 (337)	分割発注の防止について	公園協会は、多くの緊急契約（特約店方式）及び少額契約による契約方式で業務等を発注しているが、合理的な理由がなく業務を分割した上で、発注しているケースが散見される。 公園協会は、都の監理団体として、契約の競争性・公正性を確保すべき立場にあることから、業務の発注に当たり、単数見積処理を行うために安易に契約を分割することのないよう契約の事務処理対処を見直し、徹底した分割発注の防止体制を構築されたい。	分割発注の防止体制の構築を行うため、契約方法の適切な運用を図ることとした。そのため、通知文を发出（平成29年3月）し、以下のとおり研修を実施した。 1 係長対象 8回（133名） 内容・公園協会における契約制度 ・起案書の作成 2 担当者対象 5回（128名） 内容・公園協会における契約制度及び契約案件に関する手引き ・起案書の作成 研修の結果、季節的影響が予測可能な案件について、内容を精査、集約し、計画的に発注した。 特約店方式の発注は、分割発注ではないことを確認した上で行っている。 財政課と技術管理課は、平成30年6月末に第1四半期発注分の内容を確認した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-1 (345)	道路占用料に係る徴収方法の工夫や改善について	建設局は、道路占用料について、債権管理を適切に実施し、もって効果的かつ効率的な債権徴収業務を遂行できるよう「道路占用料債権管理マニュアル」を策定しているが、交渉記録簿を閲覧した結果、より迅速な督促を行う必要があると認められる案件、滞納者との接触頻度を増やすための対策を講じる余地のある案件、地道な催告活動の実施方法を改善する余地のある案件が検出された。 いずれの案件も、徴収方法の工夫や改善を行うことで一定の解決を図ることができた可能性が存在することから、建設局は、同様の案件が発生しないように、自ら策定したマニュアル等に従って、効果的かつ効率的な債権徴収業務を遂行し、もって適切な債権管理ができるよう、これまでに徴収方法の工夫や改善を図らねばならない。	1 改善に向けた考え方 効果的かつ効率的な債権徴収を実現するためには、新規の未納案件を増やさないと、滞納額の圧縮を図ることが必要である。このため、「道路占用料債権管理マニュアル」の内容を改めて各事務所に周知徹底し、また、債権管理ヒアリングにおいて状況を確認すること、徴収方法について工夫・改善していくこととした。 2 具体的な取組及びその結果 新規の未納案件を増やさないためには、毎年度の占用料の納付期限（4月30日）を迎える前に、債権管理に携わる職員が適切な実施方法を理解していることが必要である。そこで、毎年4月に実施している研修（道路管理基礎科）において、平成29年度より新たに債権管理に関するメニューを追加し、初めて道路管理に従事する職員へマニュアル内容の周知を図った。 また、同じく4月に実施している占用担当課長代理会において、未納案件をなくすための対応方針を明確にした上で対応するよう周知した。 その上で、6月及び12月に各建設事務所と債権管理ヒアリングを実施し、個々の未納案件に対する対応方針やスケジュールを定め、マニュアルに従って計画的な催告や各種調査を実施すること、未納案件が解消するよう努めた。 この結果、29年度決算における収入未済額は、27年度決算額の52%まで圧縮することができた。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-1 (347)	河川占用料徴収における適切な債権管理の運用体制について	建設局は、河川占用料について、債権管理を適切に実施し、もって効果的かつ効率的な債権徴収事務を遂行できるよう「河川流水占用料等徴収事務の手引」を策定しているが、交渉記録簿への記録が適切になされていない案件及び許可の更新漏れにより滞納が発生した案件が検出された。これらの案件は、建設局自らが債権徴収をより困難にしているものである。適切な債権管理の観点から早急に改善すべき、もしくは二度と発生させなくてはならないものである。 したがって、建設局は、同様の案件が発生しないように、自ら策定したマニュアル等の遵守を徹底させ、二重チェック体制を強化するなど、効果的かつ効率的な債権徴収事務を遂行し、もってこれまで以上に適切な債権管理ができる運用体制を構築されたい。	適切な債権管理ができるよう、以下のとおり、通知や研修を通じた周知徹底を図り、再発防止に努めていく。 ・ 占用許可の更新時期である平成29年3月に区・建設事務所・支庁あてに、許可更新時の二重チェック及び滞納者との折衝記録作成の徹底を図るよう通知した。 ・ 河川管理事務にはじめて従事する職員に対しては、平成29年10月に区職員、平成30年5月に都職員に対する河川管理研修において、本件指摘を基に、債権管理の重要性についてあらためて周知徹底を図った。 ・ 過年度の収入未済案件がある部署については、未納者との折衝や債権管理の状況についてヒアリングを実施するとともに、交渉記録簿が適切に作成されていることを確認した。 ・ 平成29年10月に実施した占用許可更新に係る河川占用物件管理システム操作説明会において、更新漏れが発生しないよう適切に手続を行うよう周知した。 ・ 今後も引き続き、適切な債権管理について周知徹底していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-2 (350)	道路占用料の 徴収方法等の 見直しについ	建設局は、道路占用関連事務に当たっては、①地適な催告等を行うこと、②納付の意思のある者に対して占用許可の更新を行うことにより、納付者の意識を高め、将来の適正な占用申請に繋がり、もって不法占用物件の発生を未然防止できるとの考えの下、道路占用料の徴収事務を行っている。また、このような考えに加えて、道路法の規定によるところの他の占用料との差異、国等との均衡を失うことによる不公平感の増長及び納付・申請意欲の阻害による不法占用物件発生の防止を目的として、自主納付を行う滞納者に対しては延滞金を課していない。 しかしながら、このような対応は費用対効果の観点から疑問が生じるとともに適正な道路占用者と公平性が保たれているかは疑問が生じる。 長期間滞納者であっても自主納付を行う者は延滞金免除される運用となっていることは、延滞金が課される他の占用料制度の取扱いと不整合であり、不公平感を増長している可能性がある。 したがって、建設局は公平性等の観点から、道路占用料に係る債権徴収方法、占用許可の取消・更新や延滞金の課し方を含め、道路占用料の公平性を意識した運用方法を検討されたい。	道路を常時良好な状態に保つという道路管理者の責務と徴収者としての立場を比較衡量しながら、道路占用料の徴収方法の公平性について以下のとおり整理・検討を行った。 1 検討内容 (1) 分納により納付意思があるが長期滞納となっている占用者の許可の取消しを行うことと 上記道路管理者の責務を果たすために、適正に道路占用許可申請が行われそれを許可し不法占用の防止につなげていくという観点から、適正に許可申請を行っている他の占用者との公平性を重視する必要がある。許可を取り消すことによる影響に鑑みると、許可を継続する取扱いの方が道路管理上効果的である。 (2) 自主納付の意思がある占用者に対し延滞金を課して占用料を徴収すること 延滞金については、道路法等の規定に基づき、督促後納付がなく強制徴収手続による場合においては徴収している。しかし、道路法の規定によりその占用料に先立って徴収する必要があるため、占用料自体を納付することが困難となる。道路占用制度に対する都民の理解を得るため、自主納付の意思はあるがやむを得ない理由により分割納付で滞納が継続している場合には、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例の規定を適用し延滞金を免除するという取扱いをすることで、適正な道路占用の確保と未納償権の回収率の向上を実現することができると考えられる。なお、現在滞納が継続しており延滞金を免除している占用物件は3件のみである(年間占用許可件数は3万5,000件程度)。 2 検討結果を踏まえた取組 上記検討結果のとおり、道路占用制度に対する都民の理解を深めるため、適正に道路占用許可申請がなされその許可を行う不法占用の防止につなげるという観点での公平性を意識した運用方法を実施していくこととする。また、占用物件の小型化又は撤去を促して占用料の低減化に繋げることにより、上記道路管理者の責務と徴収者としての立場のいずれも改善することのできた事例があることから、この取組も継続して実施していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-3 (353)	霊園管理料の 滞納者への催 告の見直しに ついて	収入未済の霊園管理料については、東京都債権管理マニュアル、霊園債権管理マニュアルに基づき、滞納者への催告が実施されている。 しかしながら、その中には形式的な催告にとどまり、滞納者に支払を仕向けるような催告が行われていない場合がある。 建設局及び都立霊園の指定管理者である公園協会は、正しく霊園管理料を納付している都立霊園利用者との公平性の観点から、より実効性のある催告を行うことによって、霊園管理料の収入未済件数・金額の削減を推進されたい。	収入未済が発生している原因を整理した結果に基づき、平成29年度から以下の対策を行っていくこととした。 1 収入未済を未然に防止するため、口座振替制度の利用拡大を積極的にを行っている。 なお既に平成29年度から、納入通知書発送時の案内同封に加え、新規使用手続及び承継手続の際の対面での説明により、積極的に利用拡大に取り組んでいる。 2 長期の滞納者に対しては、臨戸を積極的に実施していく。なお平成29年度には年度当初に臨戸する対象者の抽出を行い、事前に住民票等で住所等を特定した上で臨戸を実施しており、今後も継続実施する。 3 霊園管理料の滞納が新たに発生した場合には、使用者の状況を早急に把握する必要があるため、督促・催告書が返送されてきた場合等に、使用者の戸籍調査等を行っていく。なお、そのための実施方策について、今後検討していく。	改善済
意見	7-4 (354)	霊園管理料の 収納方法の見 直しについて	霊園管理料は、納入通知書及び口座振替により収納されている。 ここで、霊園管理料は少額かつ対象者が非常に多いという特徴を有することから、管理料徴収事務の効率化及び収納未済の減少を図ることも、納付者の利便性の観点からも、口座振替制度の利用拡大、複数年前払制度の採用など管理料の収納方法の多様化を検討されたい。	毎年6月に発送する霊園管理料の納入通知書について、平成29年度からマールチペイメント対応の納入通知書を発送している。 また、口座振替制度について、納入通知書発送時の案内同封に加え、新規使用手続及び承継手続の際の対面でも説明を行い、加えて使用者からの意見、問い合わせ電話があった際にも、時宜を得た案内を積極的にを行っている。 以上の取組により、支払手段の多様化及び口座振替制度の利用拡大に努めた。 なお、複数年前払制度の導入については、「大都市公営葬務事業協議会(※)」において、複数年前払い制度について、質問事項として提出し、各都市の取組を調査した。その結果も参考にしつつ、制度を採用した場合の影響について検証し、課題を整理した。 ※ 政令指定都市20市及び都で構成され、公営葬務行政面における共通の問題につき、連絡、研究及び改善向上を図りその円滑なる運営を期することを目的として毎年開催されている。平成29年度は10月19、20日に開催された。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-2 (358)	用地取得に伴う折衝記録作成の徹底について	用地取得の際には、担当者は「用地取得に伴う折衝記録様式の改正及び記録の徹底について（通知）」に基づいて、その折衝記録の作成が義務付けられている。 しかし、現場視察において平成15～27年度の折衝期間のうち折衝記録がない期間が連続して約5年間もあることが判明した（いずれも平成17年度から平成24年度に集中している）。折衝記録は用地折衝の詳細や進行の管理簿となるとともに、人事異動時の引継ぎ文書、収用・裁判等の資料、「記憶」を整理するための「記録」等、その意義が極めて大きいことから、建設局は、用地取得に伴う折衝記録について、長期化している案件は時候の挨拶も含め適時かつ適切に作成されるよう、指導監督を徹底されたい。	折衝記録の徹底については、既発出の通知に加えて、平成30年1月に改めて局内関係部署へ「時候の挨拶のみの場合も記録に記載する等適時かつ適切に作成する」旨の通知を発出し、用地担当課長会で周知するなど、指導監督を徹底している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-5 (366)	移転資金貸付 運用基準の見 直しについて	都は、各種政策を進めるに当たって用地を取得する場合、用地提供者の新たな居住地への移転及び生活再建支援のために「貸付金制度」、「代替地制度」及び「公営住宅あっせん制度」を設けているが、この貸付金については、平成27年度末の残高が17億円あり、このうち約4割が滞納となっている。 「移転資金貸付運用基準」によれば、償還が可能な年数の判定に際して、基本的には申込時の年収を用いているが、「対象者が希望するとき」は直近3年程度の平均年収や、定年退職後の収入変動を加味した最大20年までの平均年収を用いることも可能としている。 しかしながら、本来この判定は本人の希望の有無に左右されるべき問題ではなく、建設局が保守的に検討することが必要である。また、資力以上の貸付を行い滞納が発生する状況は、結果的に本人の生活再建を阻害することとなり、貸付金制度本来の目的に反することになりかねない。 したがって、建設局は滞納額が増大しないように督促を適時適切に行うことはもちろんのこと、滞納が発生しないように貸付希望者の現在年収のみならず、過去の年収の推移や、今後の定年退職等の収入変動要素を加味するなど、貸付希望者の資力判定をより保守的かつ多角的に行うよう、貸付運用基準を見直されたい。	貸付金制度の更なる適切な運用を行うため、運用基準を平成29年4月1日付で改正した。改正後の運用基準においては、貸付希望者の年収判定について、直近3か年の年収の推移や、定年退職後の収入変動要素を加味するなど、適切な措置を講じている。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-6 (369)	用地事業の「生活再建支援制度」における代替地において、その機能が見込まれない土地の有効活用について	建設局では、用地事業の「生活再建支援制度」における代替地として、平成27年度末現在、約170件の用地を保有しているが、その中には代替地としての機能が見込まれない土地6件（190.73㎡、取得価格83,880千円）が含まれている。 これらの土地は都道の歩道の一部、旧護岸の一部、私道という現況であるため、建設局はそれぞれ道路・河川管理者へ引き継ぐ、あるいは近隣土地所有者に買取りを求める、といった対応策を実施することが必要であるにもかかわらず、その実施が一部にとどまっている。 したがって、建設局は、いずれの土地も現に代替地としての機能が見込まれない以上、個別的な課題を解決し、これらの代替地の早期かつ適切な処理を図りたい。	代替地としての機能が見込まれない土地については、平成29年度から各土地の測量、隣接地の境界確定を実施し、関係部署と調整した上で近隣土地所有者に売却する等、個別課題を解決しながら適切な処理を進めている。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-7 (372)	滞留代替地の有効活用について	建設局では、「事業用代替地の引継等予定箇所の選定方針」を設け、原則として具体的な利用計画がなく取得後の保有年数が20年を超えた箇所を財務局等へ引き継ぎ、資産の有効活用を図ることとしているが、建設局は、平成28年度末に、保有年数が20年超となった代替地のうち、22件を今後とも代替地として活用するとして財務局等への引継対象から除外している。 しかしながら、この引継対象から除外されたもののうち、平成27年度末までに実際に譲渡に至ったケースは合計2件(1相手先)にすぎない。また、直近5年間(平成23年度から平成27年度)における、関係人への代替地譲渡実績51件についてその96%が、供用開始後20年内の土地を選択している実態もある。 したがって、供用開始後20年超の代替地は今後とも関係人から選択されない可能性が高く、しかも管理コストも相当に必要となるため、建設局は、代替地利用計画を厳格に今一度精査し、具体的な利用計画がない場合には、全庁的な資産の有効活用の観点から財務局等への引継ぎを推進された	平成28年度末に精査した結果、財務局への引継ぎ対象とした3件の土地については、平成30年度から順次財務局に引継ぎを行っていく予定であり、今後、具体的な事務手続について関係部署と調整しながら適正に行っていく。 なお今後、保有代替地について定期的に見直しを行い、事業に資する見込みのないと想定される箇所は、財務局に引継ぎ有効活用を図るものとする。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-8 (390)	八重洲駐車場 等5駐車場の今 後の在り方につ いて	都は、道路交通の円滑化に資するため、道路資産を活用した都営駐車場6場を設置し、管理運営を行っている。 このうち、昭和通り沿いにある八重洲、日本橋、宝町、新京橋、東銀座の5駐車場（以下、「八重洲駐車場等5駐車場」という。）は、昭和30年代に道路建設に伴せて整備され、開設から50年以上が経過し老朽化が進行しているため、今後、大規模改修等が必要となる。 しかしながら、これら駐車場を整備した時と比べると都の登録自動車数は著しく増加したものの、平成に入ってからはその増加も減少に転じ、道路整備保全公社による「路上駐車実態調査」をみると、ここ数年は銀座駅・日本橋駅周辺で民間駐車場を含む駐車場はピーク時でも供給過多の状況にある。 一方、八重洲駐車場等5駐車場の利用実績もここ数年は大きな変化がなく推移し、駐車場スペース1台当たり利用可能時間に対する平成27年度（平均）利用実績は最高水準である東銀座で10時間強、最低水準である日本橋で5時間弱の状況にある。 八重洲駐車場等5駐車場では、今後大規模改修等が予定されているが、駐車場を取り巻く諸環境の変化があることから、可能な限り大規模改修を実施する前に、中長期的な有効性・効率性の観点で、規模の縮小、PFI等を含めた今後の在り方を十分に検討されたい。 その際には、駐車場政策を担う関係部署と建設局が協働して取り組み、その結果を都民一般に開示されたい。	八重洲駐車場等5駐車場は、平成29年3月に一義的に駐車施策を担う中央区が策定した「駐車場整備計画」において、都営駐車場をはじめとした都市計画駐車場は「既存駐車施設」として地域にとつて有効活用していくべき施設と位置付けられた。 また中央区は駐車場整備計画の方針を達成するため、町会等地元の代表者、学識経験者や中央区、東京都（都市整備局・建設局）、警視庁等の行政機関で構成する「地域ルール策定協議会」により「地域ルール」を、「地域ルール運営委員会」により「地域ルール運用マニュアル」をまとめた。地域に誇り合意形成されたことで、その必要性が明確化された。 これらの中で、附置義務駐車施設の附置整備基準を独自に定める等しており、今後、需給バランスの乖離の実現する予定である。 よつて平成30年3月に策定した今後のあり方を検討した報告書である「八重洲駐車場等5駐車場の在り方に関する検討」では、中央区の整備計画や地域ルール等の方針を踏まえ、大規模改修の早期実施の必要性や駐車場の利用実態、現行の指定管理者制度とPFIとの経済効率性等検討を行い、現行の管理運営制度を継続していくことが妥当としている。 なお、平成30年3月に建設局ホームページにて本報告書を公表した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-9 (397)	板橋四ツ又駐車場の今後の在り方について	板橋四ツ又駐車場は、その車室の大部分が定期利用に供されており、さらにその約半分が車庫として使用されている。 板橋四ツ又駐車場はこれまで漏水が多く発生している。これにより駐車場施設自体や利用者の車両等に悪影響を及ぼす懸念など施設のハード面での不安要素を抱え、漏水による車室の閉鎖に伴う漏水対応コストや、漏水による老朽化のコスト増加も懸念される。 建設局は、板橋四ツ又駐車場の利用実態や、近隣地域の駐車場需給状況に対して都が果たすべき役割を適切に分析・検証するとともに、常時漏水が発生している施設の状況を踏まえ、規模の縮小・廃止、PFI等を含め都営駐車場としてのあり方を都市整備局と協働して検討することとされた。	漏水対応や老朽化のコスト比較のために、関係部署等と調整し、調査を開始している。 また、あり方について検討すべく、検討項目（板橋四ツ又駐車場を含む地域の駐車場状況、板橋四ツ又駐車場の必要性、改修内容、管理方法、PFI導入の可否）を整理し、それぞれの関係部署との調整を進めていく。 今後とも具体的に検討を進めるため、平成31年度末に結果をとりまとめるとめる。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-10 (401)	都営駐車場 「中規模修繕 経費枠」の見 直しについて	駐車場施設の経常的な維持管理に必要な「中規模修繕」については、指定管理者制度導入1期目（平成18～22年度）では最終的に都が負担していたが、2期目以降では「中規模修繕経費枠」（八重洲駐車場等5駐車場は各年度60,000千円、板橋四ツ又駐車場は各年度3,000千円）が設けられ、指定管理者が負担することとなった。しかしながら、この仕組みには、2つの問題が存在する。 1つ目は、指定管理者募集時とその後の契約時の取扱いに不一致がある。すなわち、募集時には、「中規模修繕」と「駐車場営業に伴う修繕（駐車場営業に係る管理機器の改修やサイン表示の工事等）」を明確に区別し、後者については、中規模修繕経費枠と別の支出項目に計上し実施するとされている。 それにもかかわらず、選定後には「駐車場営業に伴う修繕」については、「都の帰属とするもの」としては指定管理者・都の協議の上、中規模修繕として取り扱うことができる」と取扱いが変わっている。実際、駐車場営業に伴う修繕（満空システム改修工事等）が中規模修繕として取り扱われている。 2つ目は、原則は「中規模修繕経費枠」を超過した修繕実績部分は都が負担しないこととしつつ、駐車場営業に伴う修繕は都と協議の上で中規模修繕として取り扱える仕組みとなっている。この仕組みの導入後、実際の中規模修繕経費は導入前の実績の8割程度となっており、施設維持のために必要な本来の意味での「中規模修繕」の実施より、目らの売上増加に直結するような駐車場営業に伴う修繕を優先して行うインセンティブがより強く働く仕組みとなっている。 したがって、建設局は、「中規模修繕経費枠」について指定管理者募集時と選定後の取扱いを整合させるとともに、選定後は、駐車場施設の維持に本来必要な中規模修繕が確実に実施されるよう、設備維持の有効性等の観点から、都営駐車場「中規模修繕経費枠」の仕組みを見直されたい。	指定管理者の募集要綱と基本協定における「中規模修繕経費枠」の取扱いの差異については、指定管理者期間が5年であることから、平成33年度の新たな指定管理者の公募時に修正する。 また、新たな指定管理期間が始まるまでの間も、年度毎の事業計画において指定管理者と協議し、施設維持のために必要な本来の意味での中規模修繕のみ「中規模修繕経費枠」で処理することで適正に運用していく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-11 (405)	都営駐車場・商業施設間送迎サービスのコスト負担について	土日祝日等は商業施設Aの駐車場への入庫待ちの原因として昭和通りに渋滞が発生するため、商業施設Aは駐車場待ち利用客の一部を都営八重洲駐車場等へ誘導し、都営八重洲駐車場・商業施設A間の送迎サービス等を実施し、渋滞緩和に努めている。このような状況において、土日祝日等の繁忙期は、指定管理者である道路整備保全公社自らがタクシー会社と契約し、都営駐車場・商業施設A間の送迎コストを負担しており、そのコスト負担額は年間3,000千円弱(当該サービスを開始した平成22年度からの累積は約18,000千円)にもなっている。 都の「総合駐車対策マニキュアル」による基本的な考え方として、「既存の駐車場を最大限活用するのための有効活用策の実施」や「地域の協力体制を確立し、それぞれの役割分担の下で、駐車対策を実施することが重要」としているものの、行政と民間の役割分担を挙げ、ここで「駐車場の整備については、駐車需要を発生させる原因者が自ら整備することが原則であり、民間が担うべき役割」としている。 渋滞の発生原因は商業施設Aにあることから、渋滞緩和対策コストは本来、商業施設Aが負担すべきである。現状は、指定管理者が商業施設Aの集客に貢献しているという見方もできる。したがって、指定管理者である道路整備保全公社は、公正性・公平性の観点から、適正なコスト負担について検討されたい。	平成29年4月から送迎サービスの見直し及び対策案の検討を開始し、送迎サービス廃止の方針を決定した。 方針に基づき、平成29年7月から商業施設Aと送迎サービス廃止に向けた調整を開始し、平成30年3月末に送迎サービスを廃止した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-12 (408)	高架下駐車場 の公募方法の 見直しについ て	都道の高架下駐車場については従来、道路整備保全公社のみが占用許可を受けて運営を行ってきたが、占用許可基準の改定に伴い一定の条件を満たした民間事業者も占用許可を受けられるようになった。 建設局では、平成22年度から民間事業者からの占用希望の機会と公平性を担保する新たな仕組として、都道高架下駐車場に関する占用許可情報を局ホームページに掲載し、公募により次期5年間の占用予定者の決定を行っている。 しかし第1回の平成23年度、第2回の平成28年度、いずれにおいても応募者は同一の1社にとどまっている。応募者が1社にとどまっている一因として、地理的に離れた対象駐車場12場または9場を1グループとして、1社に対して占用許可を行う公募方法が挙げられる。 高架下駐車場について、用途を限定しつつ幅広い事業者を参入させることで運用形態の多様化を図っていることから、建設局は、有効性・効率性の観点から、民間事業者への占用の公募について、対象駐車場のグループピングを含む公募の方法の見直しをされたい。	都道高架下の空間に係る道路占用許可に当たっては、道路占用の趣旨に則り、公園や防災倉庫等の公共的施設を優先し、次いで違法駐車対策を目的とした、駐車場の設置許可している。 この基本的考えに立脚し、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場等の違法駐車対策への寄与度が高い施策を展開している駐車場は、許可を公社に留保しているが、これら以外の駐車場については、次期公募（平成33年度）に向けて、さらなる民間開放を検討する。 民間事業者への公募方法については、民間開放の検討状況を踏まえた上で、民間事業者の意見も取り入れ、次期公募に向けて、地域によるグループピングなど、より事業者が公募しやすい環境となるよう見直しを行う。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-13 (414)	高架下駐車場 の民間開放に ついて	道路整備保全公社の高架下駐車場については、道路管理上に支障のない範囲で、道路法第32条に基づき道路占用許可を受けて運営している。 また、高架下の占用の相手先を道路整備保全公社とする理由は、30分未満無料化や荷捌き駐車場といった公益性の高い施策を実施している点を挙げているが、これらは今後、民間での実施が期待される、若しくは既に民間でも実施しているものであり、民間を排除する理由には当たらない。 さらに、公社が駐車場の運営を行うことで、その利益を広く都民に還元することができるとして、他の自治体で実施しているように占有者を公募すること、従来の占用料以上の金額を受益額することが可能となり、その一部を必要な公益事業の実施に充てること、で、より広く都民へ還元することが可能になる。 建設局は、まずは現状の高架下駐車場の近隣の駐車場需給状況等からその適正配置を見直す必要がある。その後、必要だと判断した高架下駐車場については、改めて公社がその運営を行う意義を検討し、民間開放を検討されたい。	都道高架下の空間に係る道路占用許可に当たっては、道路占用の趣旨に則り、公園や防災倉庫等の公共的施設を優先し、次いで違法駐車対策を目的とした、駐車場の設置を許可している。 この基本的考えに立脚し、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場の違法駐車対策への寄与度が高い施策を展開している駐車場は、許可を公社に留保しているが、これら以外の駐車場のについては、次期公募（平成33年度）に向けて、さらなる民間開放を検討する。 ・平成29年度 公社とのヒアリングを実施し、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場の利用状況等の把握を行った。 ・平成30年度 維持管理上の問題等も踏まえ、民間参入に適した駐車場の有無について判断する。 ・平成31年度以降 民間参入に適した駐車場について、次期公募（平成33年度）に向けて、民間開放を検討する。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-14 (425)	不法係留船舶 対策の見直し について	都では河川区域における不法係留船舶の削減に向け、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例を平成14年度に制定し、また、東京都船舶の係留保管適正化計画を平成14年度に策定（平成22年度改定）し、その後は係留保管施設の整備等により不法係留船舶数は徐々に減少しているが、平成27年度末現在、都内の河川区域においていまだ約400隻の不法係留船舶が存在することから、河川整備計画を踏まえつつ、中長期的に今後の不法係留船舶の削減数の数値目標を掲げ、この目標実現に向けた取組を行う必要性が認められる。 また、建設局は、不法係留船舶の削減に向け係留保管施設を整備しているが、この施設は収容可能隻数に対し、実際の保管船舶の隻数は少なく推移していることから、不法係留船舶削減対策と係留保管施設の有効な利用を計画的に実施する必要性が認められる。 しかも、津波等が発生した場合の二次災害に対するリスク対策として建設局が講じているのは、占用許可を受けている船舶は占有者自身で船舶を移動するよう指導し、建設局が所管する係留保管施設で保管している船舶は施設を管理する東京都公園協会に指導、注意喚起をしているに過ぎない。 したがって、局は河川事業における不法係留船舶対策として、津波等緊急時に備えた観点からの指導・警告・強制執行など、今までにない取組に関する協議を、国や隣接する地方公共団体等と実施し、その結果を踏まえ、必要な対策を講じるとともに、中長期的な有効性・効率性の観点から、将来の不法係留船舶削減の数値目標を掲げ、その実現に向け、対策事業の計画を策定し実施されたい。	平成28年度以降、都内各河川における不法係留船舶の削減に努め、特に、堅川及び呑川において、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例に基づき、不法係留船舶の大幅な削減を実現した。 今後、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例による不法係留船舶の削減を進めていくとともに、平成30年度末に東京都船舶の係留保管適正化計画を改訂する。 また、津波等緊急時に備えた取組について、九都県市アライアンス「不法係留船舶対策連絡調整会議」における適用事例の有無や対策についての協議を踏まえ、占有者への指導を進めていく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-15 (428)	廃止した排水場の取扱いについて	建設局は複数の廃止した排水場の土地及び建物を、昭和50年4月1日以降、特別区に無償貸付を行っているが、現在、未利用のまま区で管理されている。 「特別区への事務事業移管に伴う公有財産（排水場）の処理について（昭和50年3月10日運用委員会決定）」によると、対象区への無償譲渡はあくまでも事務事業の移管を円滑に進めるための処理方針で、機能を停止した排水場敷地には適用されないと解釈されることから、建設局の立場からは有償譲渡を希望せざるを得ない。 一方で、対象区は無償譲渡を希望しているため、建設局の立場と相反することとなり現在結論に至っていない。また、地下に存置されている構造物撤去に膨大な費用が掛かると想定されている点も、調整が難航する原因の一つである。 これらの排水場については、平成24年行政監査にて、対象区及び財務局と調整し方針を定めるべきものとして指摘されているにもかかわらず依然として各区との調整が進んでいない。 したがって、建設局は、少なくとも、いつまでに調整を終わらせるべきなのか、対象区と調整のうえ、譲与に向けたロードマップを策定し、方針を決定されたい。	平成29年度には、4件の排水機場の処理方針を決定するため、区の意向を確認し、都の関係部局と調整を図った。 区が譲渡を希望しない六方排水機場については、更地化売した後、財務局へ引き継ぐ方針を決定した。今後は、引継に向けた手続を進めていく。 区が譲渡を希望する本木・熊ノ木・前野排水機場については、平成29年度末に財務局から「有償による譲渡」と回答が示された。引き続き、対象区と調整を進め、譲渡に向けたロードマップを平成31年度までに策定していく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-16 (429)	道路アセットマネジメントシステムの有効活用について	道路アセットマネジメントシステムは、導入後10年が経過しており、年間運用保守委託費用に570万円を要している。しかしながら、全ての点検データが入力され活用されているのは「橋梁」のみであって、「トンネル」の点検データは完全に入力されておらず、また「街路灯」や「舗装」の点検データは平成29年度に入力予定はしているが、いまだ登録されていない。 本システムに登録された道路施設情報は各建設事務所からも参照できるが、現在のところ参照が可能な建設事務所は全11建設事務所の中で第一建設事務所から第四建設事務所までの4建設事務所に限定されている。 建設局は、有効性の観点から、「街路灯」や「舗装」などについても、本システムへの点検データ登録に関する計画を策定した上で、予防保全管理に活用されたい。また、本システム導入の目的達成に向け、全ての建設事務所での本システムの活用に向けてその体制を整備されたい。	平成29年度内にトンネル等のデータ入力を完了させ、全ての建設事務所で道路施設情報が参照可能となっている。 今後、システムの活用状況を把握し利用の促進を図ることで、予防保全型管理に活用していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-3 (431)	橋梁台帳の整備徹底について	橋梁は、道路法第28条及び道路法施行規則第4条の2に基づく道路台帳の一種として「橋梁の調査」を作成することが道路管理者に義務付けられているが、建設局では、この規則よりも詳細な情報を管理するため、「橋梁台帳」を整備している。 この橋梁台帳は維持管理の履歴として変状調査、占用物件調査、塗装調査、交通量調査など詳細な情報が記載できる様式となっており、北多摩北部建設事務所の橋梁台帳において、直近15年間の定期点検情報の記載が漏れている事案が検出された。 これらの橋梁台帳は、将来の維持管理に有用な情報を記録するための重要な台帳であり、正確に記録する必要があることから、建設局は、記載に不備等が発生しないよう徹底したチェック体制を構築するなど、確実な橋梁台帳の整備体制を構築された。	橋梁台帳は定期点検後に更新を行うものである。橋梁台帳の整備を確実に実施するため、以下の対応を徹底し、今後、記載漏れや誤りがないようにする。 1 受託者のチェック体制・チェック方法等で作業計画書で確認するとともに、履行確認を確実にを行う。 2 正確に台帳が記録されているかの確認を確実にを行う。 なお、橋梁台帳の記載漏れについては、直近15年間の定期点検情報を平成28年12月までに見直し、橋梁台帳の修正を完了させた。 また、平成29年4月に実施した橋梁維持の担当者会議において、監査指摘事項を説明し、再発防止の注意喚起を促した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-4 (432)	トンネル台帳 における液状 化情報の現況 整理について	第五建設事務所のトンネル台帳において、液状化の可能性がある又は不明であるにもかかわらず、耐震設計や液状化対策が講じられていない案件が3件検出された。この点、建設局の主張によれば、「近年新設されたトンネルや今後長寿命化対策を行うトンネルについては、ボーリング調査など地盤調査結果をもとに個別具体的に検討及び対策を行っているが、古い時代に建設された一部のトンネルでは、液状対策及びボーリング調査を行っていない。しかしながら、国内ではこれまで液状化による大きなトンネル被害は生じておらず、また、関係法令や各種技術基準等における特段の規定もないこと等に鑑みると、早急な対策は必要ないと考えている」とのことである。 しかしながら、個別具体的に軟弱地盤の検討・対策を行っているのであれば、当該対策の状況について適切にトンネル台帳に記録すべきであり、また、国内ではこれまで液状化による大きなトンネル被害は生じていないため対策は必要ないとしているが、近い将来、大規模な震災の発生が予想されている昨今においては、防災対策の観点からは不十分であることから、建設局は、液状化の可能性があるとされるトンネル台帳の現況を整理した上で、必要に応じて適切な対策を講じられた	区部の開削トンネルのうち液状化情報がない箇所について、平成30年度末までに液状化情報の収集を完了する。 液状化情報はアセットマネジメントシステムで閲覧可能である。 平成31年度以降、液状化対策が必要な場所については、工法等を検討したのち、適宜対策を進めていく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-17 (434)	道路台帳の利便性拡大について	現在、道路台帳は道路台帳支援システムを利用して電子化が進められているが、当該システムは建設事務所間のネットワークは構築されていない。そのため、電子化された道路台帳を都民が閲覧できるのは、その建設事務所が管轄する区域のものだけであり、他の建設事務所の管轄区域については該当する建設事務所に行かなければならぬため、公共サービスの利便性の観点から改善の必要性が認められる。 建設局は、公共サービスの利便性の観点から、道路台帳支援システムが都民からどのような役割や利便性を期待されているかを整理し改善を図りたい。	建設事務所の管轄境付近では、道路台帳の閲覧を希望する都民が、管轄でない建設事務所に来訪する場合がある。このため、管轄境付近の道路台帳平面図を道路台帳支援システム上で共有し、隣接する建設事務所間で相互に閲覧可能とすることで、利便性を向上する。 平成29年度の道路台帳補正から、管轄境付近の道路台帳平面図データについて、システムへの取り込みを開始した。平成29年度末までに、11建設事務所の計約150箇所のうち約4割の箇所について完了し、それぞれの建設事務所において閲覧に供している。今後、平成30年度末までに約7割、概ね平成31年度末までに全箇所について完了させる。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-5 (437)	河川台帳の整備推進について	河川法及び河川法施行令において、二級河川について河川管理者である都道府県知事が河川の台帳を調製し、これを保管することとされている。建設局では河川台帳として河川区域図を作成している。その作成要領において、河川区域図は河川管理を円滑に遂行するために必要且つ欠くことのできない最も重要なものであると位置づけられており、その整備は急務である。 しかし、実際は、護岸整備が完了した区間から順次行い、作成期限も設けていないため、建設局は整備を完了した箇所は把握しているものの、整備率は把握していない。 建設局は河川区域図作成に中長期的な期限や計画を策定するなどして、河川台帳について適時かつ適切な整備を図りたい。	平成29年度は、各所支庁に対してヒアリングを行い、現状及び河川区域図等の整備状況の把握に努めた。 現在、河川区域図整備に向けた課題の整理を行っており、平成30年度末には「河川区域図作成要領」を改訂する。 今後は、引き続き課題の整理を進め、関係部署と調整を行いながら、河川区域図整備に向けた方針を策定していく。	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-18 (443)	移動式排水ポンプ車の最適配置について	建設局では、有事に備え、山間部を管轄する西多摩建設事務所を除く10の建設事務所それぞれ1台ずつ移動式排水ポンプ車を保有しているが、有事の際に適時かつ適切に対応し得るよう、以下の点について保有目的に照らし明瞭にし、有効性の観点から対応方針を策定されたい。 ①移動式排水ポンプ車について、適切性から見た保有台数の方針 都内で10台保有することの適切性について、過不足がないか、根本的な方針を検討し決める必要がある。 ②適切な保管場所の方針 有事に備えるという点で全ての事務所で保有する意義はあるものの、想定される出勤場所に応じて最も適切な保有場所や保有台数の方針を検討する必要がある。 ③移動式排水ポンプ車を緊急時に運転できる体制の構築 中型免許を保有していないなどの理由により移動式排水ポンプ車を運転する職員がいない事務所も存在しており、また、免許を保有していても運転の訓練を実施しているのは一部の事務所に過ぎない。したがって、緊急時に移動式排水ポンプ車を確実に運転できるよう、緊急時の出動体制を検討した上で、職員に対する訓練を実施する必要性がある。 ④全ての移動式排水ポンプ車が同一規格であることの適切性 各建設事務所に1台ずつ保有するのであれば、所管する地域の河川、道路の拡幅、想定される洪水の量、排水を行う場所など地域の特性に応じて、移動式排水ポンプの規格を変えることを検討する必要がある。	移動式排水ポンプ車の保有台数や保管場所、規格の適切性について、過去の浸水状況を踏まえ、事務所を含めた検討会を平成29年度に実施し、検証を行った。 (①②④) 被害が大きい浸水実績等を基に検証した結果、事務所間の連携を図ることで、現状では現行の対応方針を継続していくこととした。引き続き、今後の気象状況の変化に応じて検証を行い適切な排水ポンプ車の配置に努める。 (③) 安全運転技術の習得を目的として、警視庁交通安全教育センターで実施されている緊急自動車講習を平成29年3月に受講した。今後、緊急時に移動式排水ポンプ車を確実に運転できるよう、警視庁主催の緊急自動車講習を定期的に受講する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-19 (448)	マイクログロバスの効率的運用について	建設局では、平成27年度末時点において、本庁と多摩部の4つの建設事務所で計5台のマイクログロバスを所有し、主に管内の現場視察（調査・研修等）に使用している。 この5台のうち2台は、年間の稼働率が10%程度と低稼働である。この点、建設局は、多摩部の事務所間でマイクログロバスの共有使用は複数事務所で行うことが可能であるが、マイクログロバスの稼働日が重複しないよう更なる調整をすれば共用使用は可能である。 また、車中で現場担当者から図面・写真等を用いて説明を行う等により、短時間で効率的な現場視察を行うため、マイクログロバスを所有する必要があると建設局は主張しているが、説明を現場（車外）で行うことが可能な場合、必ずしもマイクログロバスで現場視察する必要性はなく、普通車（ワンボックスカー等）で代替可能である。普通車を使用すればよりマイクログロバスの共有使用を促進することが可能となる。 したがって、建設局は、マイクログロバスの効率的運用の観点から、マイクログロバスの所有台数の見直しやその運用ルールを定めたい。	平成29年度内に、平成28年度におけるマイクログロバスの年間稼働実績を調査し、コスト比較を行った上で、効率的運用の観点から、適正な稼働率及び運用ルールの設定についての検討を行った。 平成30年度に検討結果として、効率的運用の判断基準となる稼働率及び運用ルールを定めた。 運用ルールを踏まえ、平成31年度における稼働率20%未満の車両について、平成32年度に集約化や車両削減等の見直しを実施する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-20 (450)	特種用途車・マイクロボバスを除く庁有車の最適配置について	建設局では、平成27年度末時点において、本庁及び各事務所に合計325台の庁有車を配置している。 このうち、マイクロボバス5台、特種用途車（巡回車、ポンプ車及び除雪車）76台及び年度途中で取得した車両11台を除く普通車233台の稼働率は65.1%であった。言い換えれば、局全体としての1以上の普通車が不稼働状況であり、この中には稼働率が5割程度の事務所もあったが、平常時は維持費が発生することから、経済性・有効性の観点で疑問が生じる。 建設局には庁有車の保有台数に関する一定のルールはあるものの、建設局全体の稼働率としてどの程度の稼働率が最適なのか明確ではないことから、庁有車に係るコストが全体として最適となっていないか否かの客観的な判断ができない。 したがって、建設局は、庁有車について、各事務所や工区ごとの最適配置数・稼働率及び融通方法などに関する明確なルールを設定した上で、有効性・効率性の観点から、同一事務所内での課を超えた融通をさらに促進することとされたい。	平成29年度内に、平成28年度における庁有車の年間稼働実績を調査し、コスト比較を行った上で、効率的運用の観点から、適正な稼働率及び運用ルールの設定についての検討を行った。 平成30年度に検討結果として、効率的運用の判断基準となる稼働率及び運用ルールを定めた。 運用ルールを踏まえ、一部車両について平成30年度に見直しを実施するほか、平成31年度における稼働率40%未満の車両について、平成32年度に集約化や車両削減等の見直しを実施する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-21 (459)	有料施設の入 場料に係る情 報開示につい て	有料施設の入場料は、建設局において受益者負担の考えにより、有料施設の人件費、減価償却費等のコストから一般開放公園で通常発生するコストを控除することにより、入園者に負担させるべきコストを見積もり、入園予定者数で除することにより算定している。 入場料は東京都立公園条例及び東京都立公園条例施行規則で規定されているが、その算定方法や使用料原価算定調書は未公表である。 しかしながら、有料公園の有料コストのうち受益者負担（入園料）以外については都民一般からの都税などで賄われていることから、説明責任の観点からは、その算定の考え方や方法を公表する必要性が認められる。 したがって、建設局は、受益者負担の考えに基づいて、利用者が負担すべき原価と都税で負担すべき原価の分類を適切に行うとともに、情報公開の透明性を確保する観点から、有料施設の利用者及び都民一般に対して、有料施設の入場料の算定に係る情報をより積極的に開示することとされた。	平成29年度に都民一般に対して、動物園・水族園の入場料の算定に係る情報を局ホームページに公開した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-22 (477)	都立公園内の 売店・飲食店 への民間事業 者導入につい て	都立公園内の売店・飲食店は公園協会が、また動物園内の売店・飲食店は動物園協会が、都の管理許可又は設置許可を受けて営業している。原則として、有料公園及び有料施設については、その指定管理者が、それ以外の公園については、公園協会が、管理許可を受けて運営するという方針であり、上野の再整備事業、東京都長期ビジョン等、都の方針に基づき、上野の飲食店、駒沢オリンピックビック公園の飲食店で民間事業者の活用が進められつつある。 園内の売店等は公園との一体感や多様性を備えたものである方が好ましく、そういった特性を備えた公共的な売店・飲食店を展開することとも考慮する必要がある。 したがって、建設局は、公園等の利用者の利便性の観点から、設置の必要性・場所・規模・売店等の特性を含め園内の売店等のあり方について、公園の指定管理者及び利用者である都民の意見も広く取り入れる仕組みを構築されたい。	東京都公園審議会答申（平成29年5月）を踏まえ、都立公園内における民間事業者を活用した取組の実施に当たっては、事前に指定管理者と意見交換を行うとともに、毎年各公園で実施している利用者アンケート調査も参考にしながらか、民間事業者活用の実施公園の選定、公園内の事業箇所、規模等に反映することとした。 なお、平成30年度は木場公園で飲食店事業者の公募を実施した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-23 (485)	利用者ニーズへの的確な対応について	指定管理者は公の施設の管理者として業務の効率化のみならず、公共サービスの向上も重要な目的の一つであることから、利用者ニーズへの的確な対応が重要である。 しかしながら、指定管理者間において、民間事業者と監理団体の公共サービスの提供に対する取組姿勢に温度差が見受けられた。すなわち、指定管理者が民間事業者である青山葬儀所において、きめ細やかなサービスの提供ができるよう利用者ニーズの取込や様々な業務の工夫を行っており、これまでの減少傾向であった利用者数を増加させるという成果を上げている。 これに対して、指定管理者が監理団体である公の施設については、管理施設に提案箱等を設置して利用者からの声を入手しているものの、十分に利用者ニーズを汲み取り、それを適切に反映させる仕組みが構築されておらず、結果的に十分な対応が図られていない可能性が存在する。 もちろん、寄せられた数多くの意見の全てについて完全な対応ができるものではないが、監理団体は施設利用者の利便性等の観点から、その寄せられた意見を貴重な情報として適切に集約・整理するとともに、利用者ニーズに応えるべき案件を一つずつ精査し、的確な対応を図るとともに積極的に利用者ニーズを取り込むよう体制を再構築されたい。	【公園協会】 窓口や電話等に寄せられた意見、要望等の利用者ニーズを職場ごとに精査し、今まで以上に上にお客様のニーズを踏まえたCS目標を策定するとともに、平成29年9月に開催されたCS推進委員会において進捗管理を行うなど、日々の業務への利用者ニーズの反映を進め、さらに、お客様から好評を得た効果的な取組については、CS推進委員会において取組を発表するなど、協会内で取組を共有し、取組の拡大を目指した。平成30年7月に開催したCS推進委員会においても、平成30年度の各所の目標の発表および共有を行った。平成30年10月の第2回CS推進委員会では進捗管理を行うとともに、お客様から好評を得た効果的な取組を共有した。 【動物園協会】 平成29年度より、ご意見箱用の用紙・報告書様式を統一し、4園で使用を開始した。1月末までに苦情要望データベースを作成し、2月から試行を行った。 平成30年4月よりデータベースの本格的運用を開始した。4園で統一した対応をするため、新たに苦情・要望の分類の定義を作成し、それに基づいてサービスの改善・充実を図っており、情報の共有・対応の記録・次の対応に活かすというPDCAサイクルを機能させ、継続的改善に取り組んでいる。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-24 (489)	都立公園ガイドサードサービスの利用普及に向けた周知について	都立公園ガイドサードサービスは建設局が整備しているが、これを利用する公園等の現場を担うのは指定管理者であることから、両者が連携して利用者への周知を行うことが利活用の向上につながる。 しかし、指定管理者である動物園協会や公園協会は建設局から利用普及に向けた施策の検討についてには指示をされていないことから、建設局は、都立公園ガイドサードサービスの利用普及に向けて、有効性等の観点から、指定管理者である動物園協会や公園協会と積極的に連携し推進する体制を構築し、サービスの利用普及に向けた周知を徹底されたい。	指定管理者と連携し、都立公園ガイドサードサービスの利用普及を図るため、サービス運営会議を定期的に実施した。(平成29年2月、5月、平成30年1月)	改善済
意見	7-25 (490)	動物園協会の業務・ノウハウのマニュアル化について	動物園協会では、医薬品やカルテの管理について自治体等が作成した規程やマニュアルに準拠していることから、独自の規程やマニュアルの作成がなく、恩賜上野動物園の動物病院等における現場での慣行もしくは属人的な管理となっている。 規程やマニュアルが存在しないと、担当者の交代などがあつた場合に、不適切又は非効率な業務運営がなされるおそれがあり、動物園協会全体の業務に支障をきたすおそれがある。 動物園協会は、網羅性の観点から規程やマニュアルが必要な業務を洗い出し整理した上で、これを規程やマニュアルとして適切に整備し活用されたい。	平成29年度末に診療簿(カルテ)記載マニュアルを作成し、運用を開始した。平成30年度は医薬品管理マニュアルを策定する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-6 (492)	恩賜上野動物園のパンダの案内図表記について	動物園や水族園では、展示動物に関する教育普及のため、案内看板を設置しているが、恩賜上野動物園のパンダ舎前の案内看板に誤った表記があった。 案内看板やホームページの情報は、来園者にとって重要であり、教育普及活動を行う動物園協会にとつて、看板の誤表記は重大なミスである。 動物園協会は、案内看板設置時における原稿作成や校正作業を適切に実施するために必要なルールを整備するなど体制を構築し、これを確実に運用されたい。 また、他の施設でも同様のことがありうるため、全園における案内看板の重要な表記について、記載に誤りがないか、慎重に再確認をされたい。	平成29年8月から、案内看板を作製する際には、複数の職員が必ず原稿及び制作物を確認する体制をとっている。 「恩賜上野動物園環境デザイン整備計画」及び「案内・誘導サイン整備年次計画」に従い、平成29年度に設置したサイン作製時より実施している。	改善済
意見	7-26 (494)	恩賜上野動物園の案内看板の設置の見直しについて	恩賜上野動物園では、来園者から意見や感想をもらうため園内に設置した提案箱に、園内案内に対する要望が平成27年度は合計95件寄せられた。このうち、46件が「園内の表示が少なすぎて非常にわかりにくい」という意見であった。 恩賜上野動物園は、園内外の各地からの来園者も多く、初めての来園者にもわかりやすい園内案内が必要である。 また、園内には、出口の方向が分かりづらいという、来園者からの意見も多く、大規模災害等の非常時には、職員による誘導が行われるとしても混乱が生じる可能性もある。 したがって、動物園協会は、来園者からの要望を重要視して、これに対応するよう、早急に案内を適切に整備されたい。	「恩賜上野動物園環境デザイン整備計画」（平成16年3月策定、平成27年3月改定）及び「案内・誘導サイン整備年次計画」（平成16年3月策定、平成27年3月改定）に従い整備を進めている。着実に整備を進めると共に、案内誘導機能の向上と情報発信力強化のため園内サインに関するPTを新たに開催（5回開催）し、園内の整備状況に応じて、来園者に分かりやすいサインとなるよう順次改善を行っている。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-27 (498)	公園における 土壌調査等に ついて	土壌汚染対策法では、一定規模（3,000㎡）以上の土地の改変を行う場合で、地歴調査等により汚染のおそれがあることを認められる時には土壌調査の実施を求め、基準を超えた場合は措置を求めている。 蘆花恒春園では、平成29年4月開園を目指す認可保育園建設予定地から環境基準のおよそ16.7倍に達する「鉛およびその化合物」が検出されており、過去5年間、地歴調査により汚染のおそれがあると認められる公園で実施された土壌調査において、9公園中7公園（うち、3公園は公園予定地）で基準値を上回る有害物質が検出されている。 これらは、現行の法令に則って、新たな公園整備や施設の改修等一定規模以上の土地改変を行うために実施した土壌調査の結果、明らかになったものである。 過去5年間に行われた地歴調査により汚染のおそれがあると認められる公園での土壌調査で、開園している6公園中4公園で基準値を上回る有害物質が確認されていることから、建設局は、今後は、既存の都立公園についても、地歴調査等を実施し、その結果や対応を公表することの必要性を検討されたい。	一定規模の土地の改変を伴う公園整備の際に行ったこれまでの地歴調査結果を整理し、既存の都立公園について、地歴調査未実施の箇所を把握した。これらの未実施箇所については、子どもの遊び場の整備等が予定されている場所を優先するなど、計画的に調査を実施していく。なお、平成30年度は亀戸中央公園と砧公園と砧公園を調査している。 また土地の改変を伴う整備の際は、引き続き法令等に基づき調査を行っていく。さらに、公表についての方針を決定した。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-28 (510)	雑司ヶ谷霊園 の再生計画に ついて	平成14年12月の公園審議会答申「区部霊園の管理について」において、「区部霊園については、霊園と公園が共存した空間として再生する」という提言がなされ、これについてはできる限り早期に都民の目に見える形で提示すべきである、とされている。 しかしながら、雑司ヶ谷霊園はこの答申から既に10年以上を経過しているにもかかわらず、他の区部霊園の再生状況を見てから検討するとの理由で、いまだに都民の目に見える形で霊園の再生計画を提示していない。 霊園募集の応募者数や申込倍率からすれば墓所の供給数が不足していることも明らかであることから、局は早急に雑司ヶ谷霊園の再生計画を提示されたい。	雑司ヶ谷霊園の再生計画策定のため、平成29年度に地元区等との調整を行い、平成30年度は、基礎調査を行った。その後、基本計画を公園審議会に付議し、平成33年度に再生計画策定を行う。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-29 (512)	埋蔵施設に対する募集数の将来計画の公表について	都立霊園はそれぞれの整備計画に基づいて埋蔵施設の整備を行い、複数年に分割して募集が行われている。新たに整備された埋蔵施設の中には、年度ごとの応募体数が収容可能な総体数を大幅に超過しているため絶対的に供給不足のものもあるが、年度ごとの応募体数が収容可能な総体数を大幅に下回っているものも数多くある。 これは、埋蔵施設の安定的・継続的供給の観点から、局によって計画的に実施（計画は未公表）されているものではない。 埋蔵施設の募集数は、安定的・継続的供給の観点から、どのような計画に基づいて決定されているのか、今後の募集数はどのように推移する計画なのか、という点は都立霊園に応募を検討している都民にとって重要な情報であるため、積極的に都民に対して情報公開されたい。	染井霊園については、平成29年度に再生計画を策定し、平成30年度に霊園使用者全員に当該計画のパンフレットを配布し、かつ管理事務所においても周知を行っている。 他の霊園についても、中長期計画を策定し、積極的に情報公開を行う。 なお、都立霊園に応募を検討している都民にとって、今後の貸付募集予定は重要な情報であるため、霊園ごとの合葬埋蔵施設の貸付募集予定期間を都立霊園募集の案内「申込みのしおり」に、明記した。（平成29年度募集より実施済み） 「申込みのしおり」は、募集時期に各霊園管理事務所ほか都内区市町村に配布した。 また、東京都公園協会ホームページにも掲載している。	改善済
意見	7-30 (515)	パブリックコメントへの対応状況等の公表について	「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」の答申（平成20.2.20）を得るためのパブリックコメントの中で、「都内に永住し納税義務を果たしている者で、一定期間集合墓地に応募しながら、確保できていない一定年齢以上の高齢申込者についての優先枠の設定を検討してほしい（同様意見14件）」とのコメントがある。 建設局は、都立霊園の使用の機会の公平を確保する観点から現在のところ優先枠は設定していないが、この旨の説明は、一般に公表されていない。 確かに、答申を得るためのパブリックコメントではあるが、一定程度の都民が関心を持って審議会に検討を求めている事項について、建設局としてもその対応状況と結論を積極的に公表することは、公園・霊園事業に対する都民の正しい理解を醸成し、議論を活発化させるために有意義なものと考えられる。 そのため、答申を得るためのパブリックコメントについても、積極的にその対応状況及び結論を公表されたい。	平成28年9月から、公園審議会の資料はすべて公表しており、パブリックコメントについても、平成29年3月に行ったものから「都民意見及び対応方針」を公表している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-31 (519)	使用料・管理料滞納者に対する墓所使用許可取消とその再貸付について	都立霊園において、使用料を納付しないとき、また、管理料を5年間納付しないときには、東京都霊園条例第21条に基づき、知事は使用許可取消又は原状回復等を命ずることができる。 平成27年度については、34名に対して使用許可の取消し又は原状回復等を命じているが、適切に対応しない使用者に対しては、都が代わって原状回復を行う旨の同意書をとおりつけることが必要となり、その手続や作業には通常1～2年程度を要するたため、すぐに当該墓所が再貸付に回らない。 都立霊園全体の墓所供給不足に鑑みれば、使用許可取消等が命ぜられた場合すぐに原状回復が行われ、再貸付に回るべきであることから、建設局は、都が代わりに原状回復を行う旨の同意書の入手などの作業を可能な限り前倒しで実施するとともに、使用許可取消等が命ぜられれば速やかに原状回復を経て再貸付を実行する体制を構築された。	使用許可取消後の原状回復命令の実効性については、従前から検討を重ねてきた。事前に同意を得ることから、意図しない原状回復義務の不履行を助長してしまいう可能性があることから、実行しない方向である。また、原状回復命令に応じない場合も、墓所という施設の性質上、権力的な行為はできるだけ避けた方が良く、使用者の同意を得ながら慎重に対応していく。 平成30年12月末時点で、平成27年度に使用許可取消をした、34件中18件については、原状回復が図られた又はその目的がたっている状態となった。その他の元使用者については、引き続き同意が得られるよう個別に対応している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-32 (522)	隣接墓所の植木・雑草の苦直情処理の見直しについて	多くの霊園で隣接墓所の植木・雑草についての苦情があがっているが、個人墓所の維持管理は原則として墓所使用者が実施すべきものであるため、公園協会は、平成21年度以降、チラシの配付、ポスターの掲示、新規使用予定者や承継手続で窓口での説明など継続的かつ積極的に墓所使用者へ自己管理を促す啓発活動を行っている。 しかしながら、ここ数年、隣接墓所の樹木・雑草に関する苦情件数は各霊園で横ばいの推移であり、今までと同様の啓発活動のみでは苦情件数を減少させることは難しく、また、墓所使用者の高齢化に伴って、苦情に対応することが困難な高齢者も増えてきている。 引き続き、個人墓所使用者への啓発活動を続けることは必要であるが、それと同時に、法的に問題のないものについては最終手段として公園協会が苦情処理対応を直接行える同意を墓所申込時など墓所使用開始の段階から得ることで、苦情件数の減少ないし早期の苦情処理を推進されたい。	平成29年10月に実施した新規使用予定者に係る書類審査の際に、墓所の手入れ及び樹木管理に関して注意喚起を促す案内文書を提示し、口頭で直接説明する取組を行った。 また、各霊園におけるポスター・チラシによる啓発活動については継続実施し、区部4霊園を中心に実生木を小さなうちに除去していただくため、苗木の実物を展示した。 平成30年10月の書類審査時においても、新規使用予定者に配布する資料を再度精査する取組を行った。 なお、墓所内の樹木等の処理を公園協会が直接行うことについては、法的な問題も想定されるため、引き続き検証を行う。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-33 (525)	青山霊園での 苦情処理の見 直しについて	青山霊園において、「苦情処理等一覧表（平成25年度から平成27年度）」等を閲覧したところ、墓所使用者からの要望に対して、その対応が完了していないものが散見された。 要望を伝えた墓所使用者にとっでは、霊園の対応について不信感が生まれる可能性がある。 墓所使用者からの苦情・要望に対し、真摯に対応することは、長期にわたり安定的に墓所を管理する、という都立霊園の重要な役割を果たすことにつながる。ことから、指定管理者である公園協会、青山霊園において苦情・要望へ対応する体制の見直しを検討されたい。併せて、苦情要望案件の定期的な棚卸しと、未解決事項へ早期に対応を行うことも検討されたい。	平成28年度から過去4カ年分の処理簿を再点検し、平成30年1月末までに新たに発生した苦情要望を含め、未処理案件一覧表を作成し、未処理案件が20件あることを把握した。一覧表を使用し、苦情処理を行った結果、一覧作成時に未処理であった20件のうち18件については、改善が図られ、残り2件については、引き続き対応を行い、早期解決を図っていく。 一覧作成以降、新たに発生した案件については、未処理案件一覧表に記載し、複数の職員が処理の進捗を共有できる体制を構築し、対応している。	改善済
意見	7-34 (533)	瑞江葬儀所の 火葬料の見直しについて	瑞江葬儀所は都立の火葬場であるが、他の公営斎場はもとより、都内民間火葬場よりも高い火葬料となっている。 都の役割として、都民に対して良質かつ低廉な行政サービスを提供することが挙げられるが、現状、民間及び他の公営斎場との比較でも低廉な行政サービスを提供できているとは言えないことから、葬儀所を利用する都民に負担させるコストの内容を精査し、火葬料を下げることを検討されたい。	火葬料の設定に際しては、受益者負担の考え方に基づき、維持管理経費と利用者数等を基に原価として算定することとされており、平成30年度に改定を行った。 今後は、施設の改修等によりコスト削減を図ることにより、火葬料の低減を目指していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-35 (535)	収集した重要 資料等の受入 管理及び目録 作成の必要性 について	東京都土木技術支援・人材育成センターでは、アーカイブ室に整理済で保管中の資料以外について、収集している重要資料等の目録が作成されておらず、また、現在のところ、これら重要書類等の入手経緯が記録されていない。 センターの役割として、重要資料等を収集・整理し、ライブラリーとして情報提供することがあることから、センターは、アーカイブ室に整理済となっている資料以外の資料についても、その検索可能性及び情報提供力の向上を図る観点から、目録の作成を早急に実施されたい。 また、資料の作成経緯を溯及的に検証可能とする観点から、重要等資料の入手経緯の記録も早期に実施されたい。	収集後に未整理の状態であった資料は全てアーカイブ室に搬入し、平成29年度中に資料整理し、入手経緯を記録した上で目録登録を完了した。 今後収集する資料についても、入手経緯を記録した上で目録登録を行っていく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-36 (536)	重要資料等の不適切な保管場所の見直しについて	東京都土木技術支援・人材育成センターの役割の一つとして歴史的に重要資料等を保管するといふ役割があるが、階段下倉庫や電気室のように重要資料等の保管場所として不適切な場所に古い紙の設計図面 (勝岡橋) や過去の事業に関する写真が発見された。 センターは、重要資料等を収集するのみならず、それを適切に整理・保管して情報提供することも役割の一つであることから、これらを適切な場所で保管されたい。	平成28年12月に、重要資料は全て施錠のできるアーカイブ室に保管するものとし、その他の部屋にあった資料は全てアーカイブ室に移動した。	改善済
意見	7-37 (537)	重要資料等の適切な現物管理の必要性について	東京都土木技術支援・人材育成センターのアーカイブ室及び書庫は、建設事務所等から収集した重要資料等が保管されており、中には歴史的価値のある資料も含まれているが、施錠が行われておらず、しかも定期的な所蔵資料の所在確認も行っていない。 重要資料等の収集・整理保管はセンターの役割の一つであることから、アーカイブ室及び書庫を施錠するとともに、定期的な所蔵資料の所在確認など適切な現物管理体制を構築されたい。	・アーカイブ室は資料庫と位置づけ常時施錠し閉鎖管理を実施している。 ・所蔵資料は、整理した目録を元に年1回の所在確認作業を行う。 ・都民へのアーカイブ公開の場として「センターアーカイブ展」を平成30年5月より開催している。センターの一室を常設の展示室として開庁日の10時～16時に公開している。 ・今後も、展示物の入替え期間等を除き、年間を通して展示室を公開する予定である。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-7 (538)	図書室蔵書の適切な貸出管理について	東京都土木技術支援・人材育成センター図書室備付の図書貸出簿の記録によると、貸出期限(2週間)を超えて、3か月以上返却されていない図書が散見された。また、図書貸出簿には、図書を借りた当事者以外の者が貸出及び返却を確認している証跡がなく、センターが実際に適切な貸出管理を行っているかが不明である。 したがって、センターは、蔵書の適切な管理の観点から、貸出期限を過ぎた図書返却の督促を適切に行うとともに、図書貸出簿にセンター側で適切な貸出返却管理を行っているという証跡を残すこととされた。	四半期毎(6、9、12、3月末)に貸出簿上で未返却となっている図書については、書籍の所在確認を実施している。また貸出簿の備考欄に、貸出者へ督促を行った際に確認をした内容を記載している。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-8 (540)	長期間使用され ていない物品 の廃棄の必 要性について	東京都土木技術支援・人材育成センター1階コン クリート実験室、計測室及び化学実験室に、既に 使用されていない物品が保管されていた。 物品の廃棄処分にはコストがかかるため、ある 程度不要物品がまとまってから処分したい、との センターの意向ではあるが、本来有効活用される べきセンターのスペースが不要物品の保管場所と なり有効活用されていない点で問題がある。 したがって、センターは、不要物品を早期に処 分し、その空きスペースを有効活用されたい。	平成29年度に不用物品を処分し、平成30年度はそれにより生まれた空きスペースの有 効活用を図るため、室内の改装工事と実物モデルの設置を行った。	改善済
指摘	7-9 (540)	保存年限を経 過した文書の 取扱いについ て	東京都土木技術支援・人材育成センターは、東 京都文書管理規則第48条第2項の規定による承認を 受けることなく、2階文書倉庫に保存年限を経過 した文書を段ボールに入れたまま保管しているこ とから、長期保存する必要がある文書は早急に廃 棄されたい。	平成29年3月に廃棄済みである。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-38 (545)	建設局職員研修所とセンター研修室との集約・有効活用について	建設局には、職員研修所及び東京都土木技術支援・人材育成センター研修室の2つの研修施設があり、役割が異なる。 前者は建設局の中核となる研修施設と位置付けられ、主に一般的な研修が実施されている。後者はセンターの物的・人的施設を活用した技術研修が実施されている。 しかしながら、技術研修をセンターで実施する必要性は理解できるが、職員研修所で実施されている一般的な研修は特別な設備が必要でないことから、センター研修室で代替できる可能性があり、また、平成27年度の稼働率がいずれも低いこと、また両施設の収容可能人数の観点からも両施設を統合することが効率的である。 加えて、職員研修所をセンター研修室に統合すれば、施設の維持管理費の削減も可能となるとともに、現在の職員研修所が利便性の高い場所にあるという特性を活かし、この施設を他の用途、すなわち全庁的に優先度・重要度の高い他の用途に転用し活用しうる。 したがって、建設局は、施設活用の有効性・効率性の観点から、現在の職員研修所機能をセンター研修室へ集約するとともに、現在の職員研修所を他の用途に転用し活用する方向で検討された。	1 他用途による施設のニーズ調査を行い、「建設局職員研修所・利活用検討会」(平成29年度に5回開催)において研修所の転用、活用方法等について検討を行った。 2 検討結果 築約40年と施設が古く、構造や機能性等の理由から他用途への転用ニーズを確認できなかったことを踏まえ、下記のとおり取組んでいく。 (1) 引き続き、施設の活用ニーズの掘り起こしを継続すると共に、現時点での活用ニーズに添えていく。 (2) 施設の有効性・効率性の観点から、将来の建替時を目標にセンターとの統合検討を継続していく。 3 他用途への活用 局研修会場として限定的に利用するのではなく、局事業のサブ拠点として有効的に活用するほか、全庁的なニーズに応えるため、下記の通り優先度・重要度の高い他の用途に活用する。 (1) サテライトオフィス(働き方改革におけるテレワーク・業務打ち合わせ・各種会議等)や他局研修会場として全庁的に活用 (2) 局事業における用地折衝や地域住民説明会会場等として活用 (3) その他、ニーズに応じて適宜活用	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-39 (546)	センター執務 室スペースの 有効活用につ いて	センター職員の執務室は、センター2階に面積245㎡、3階に面積312㎡の部屋がある。この面積は旧芝浦庁舎からの移転時の職員数54名や施設規模を勘案して設定されているが、現在の職員数は36名(平成27年度)であり、試験研究部門の廃止等により移転時の職員数の3分の2に減少している。 現在の執務室は職員数に比して余裕のあるスペースであることから、センターは人数に応じて縮小するとともに、その結果生じる余剰スペースを他の有効な用途、例えば、今後増えるであろう重要資料等の保管・公開スペースとしてアーカイブ室や資料室の拡充などに利活用をされたい。	平成29年8月に「庁舎利活用検討会」において検討を行い、アーカイブ展示室の拡充により庁舎の利活用を図ることとした。これを受け、平成29年度に3階執務室312㎡のうち51㎡をアーカイブ展示室に改修し、平成30年5月から一般開放を実施した。 今後もアーカイブスペース資料の入れ替えを行い、引き続き一般開放を行っていく。	改善済